

第2期橋本市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

橋本市



はじめに

本市では、「～笑顔を未来へ～ 子どもが輝くまち 橋本」を基本理念として掲げた「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子どもの健やかな成長と、子育ての安心を支える環境整備に向けた総合的な取組を進めてまいりました。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となるため、新たな時代のニーズに見合った施策を展開するための総合的な指針として、「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



少子高齢化が進む昨今、子育てをめぐる環境もめまぐるしく変化を続けており、国においては、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行後、「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備や、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。さらに、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て環境を取り巻く状況は、日々改善が重ねられています。

加えて、近年、子どもの貧困が大きな社会問題として認識されており、国ではその解消に向け、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。令和元年9月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されたところです。

本計画においては、あらゆる状況におかれている子どもを分け隔てなく支援し、地域全体で子どもと子育て家庭を支える取組が、すべての子どもの健やかな成長、ひいては本市のまちづくりにつながるものと確信いたします。橋本っ子をみんなで育て、笑顔とあたたかさを未来へ引き継ぐよう、計画の推進を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました橋本市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、「第2期 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」「はしもと子育て Café ～みんなが笑顔になる子育てをめざして！～」「子育て情報交換会」「パブリックコメント」等を通じまして、貴重な御意見を頂きました市民の皆様及び関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和2年3月

橋本市長 平木 哲朗

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 子育てを取り巻く現状	4
1. 橋本市の子育てを取り巻く環境	4
2. アンケート調査結果からみた現状	6
3. 子育て支援施策の実施状況	14
4. 現状と課題のまとめ	21
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	25
2. 基本的な視点	26
3. 施策体系	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援	29
基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり	38
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	41
基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進	43
第5章 子ども・子育て支援の事業の展開	48
1. 教育・保育提供区域の設定	48
2. 量の見込みと確保の内容の設定	48
3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等	49
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	50
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	52
6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について	63
第6章 計画の推進に向けて	64
1. 計画の推進体制	64
2. 計画の進行管理	64
資料編	65

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、進行する少子化に対応するため、様々な取組が進められています。近年では女性の社会進出が進み、待機児童の慢性的な発生が課題となるなど、低年齢児からの保育ニーズの高まりも顕著となっています。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることが困難になっていることや、ライフスタイルの変化等により課題がより一層複雑化・多様化していることなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するため様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いたことから、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、子ども子育て支援新制度が始まることとなりました。

また、平成28年に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

さらに、平成31年には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化により子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに、すべての子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成27年3月に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが輝くまち」の実現をめざし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

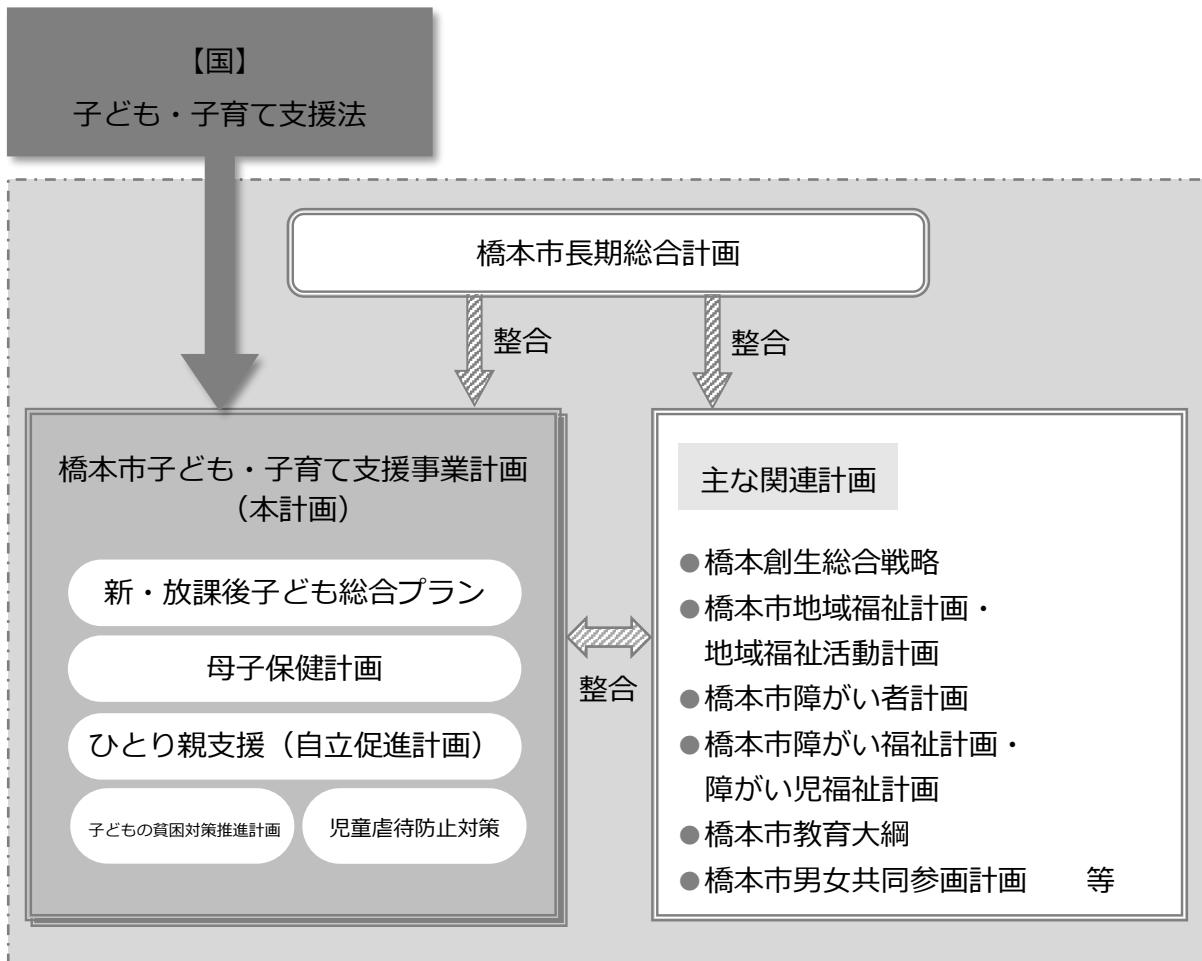
このたび、「橋本市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるように、「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「橋本市長期総合計画」をはじめ、「橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の関連計画との整合性を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」や「母子保健計画」「ひとり親支援（自立促進計画）」「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止対策」を包含するものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。本計画の最終年度である令和6年度には、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第1期		第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画							
							評価・見直し	次期計画	

4. 計画の対象

本計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人・団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

本計画では児童福祉法に基づき18歳未満を「子ども」あるいは「児童」としています。また、学校教育に関する分野では、小学校就学前や小学生を「児童」、中学生を「生徒」とする表記も併用しています。



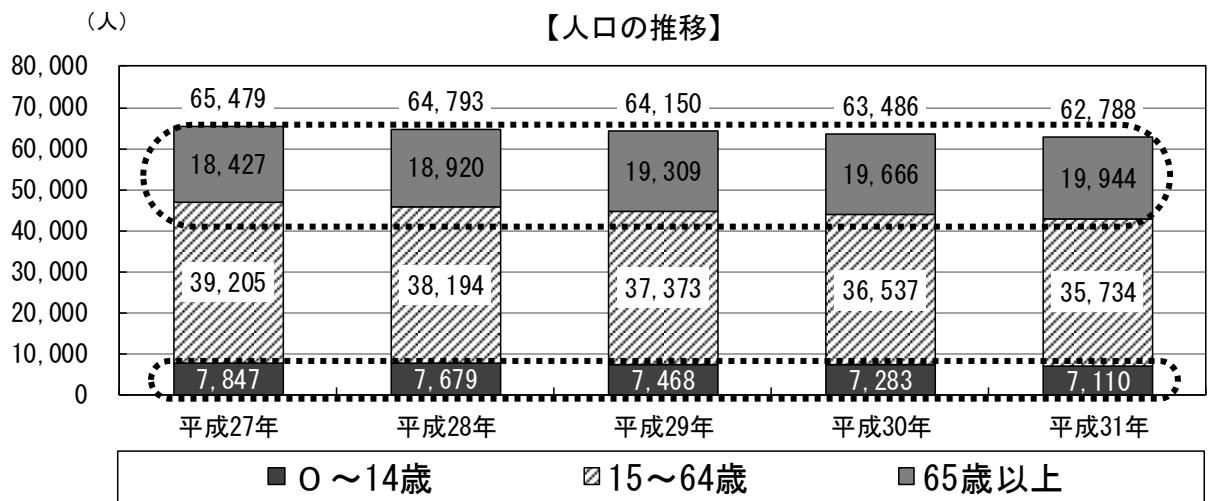
第2章 子育てを取り巻く現状

1. 橋本市の子育てを取り巻く環境

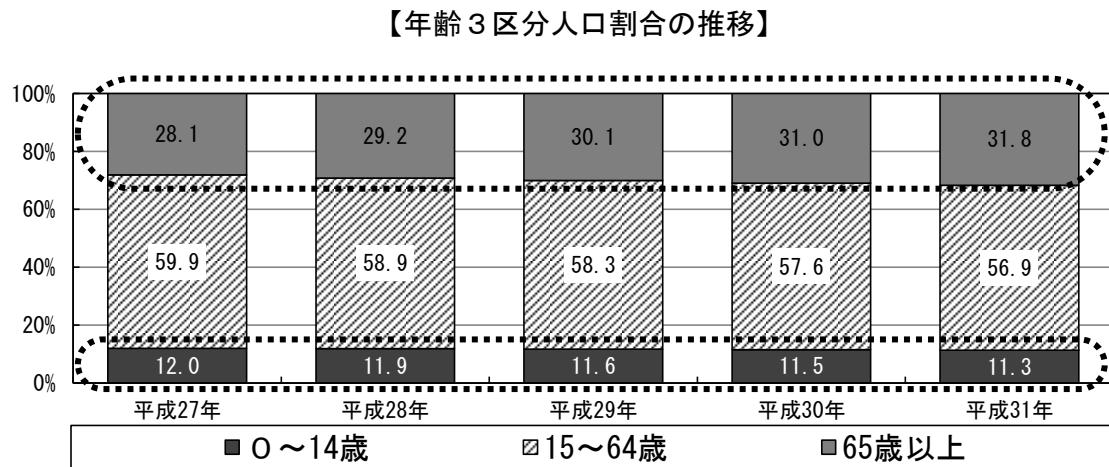
(1) 人口構造

本市の人口は、平成27年以降減少傾向が続いており、平成31年には62,788人となっています。

本市の年齢3区分人口割合は、0～14歳人口が緩やかに減少、15～64歳人口が減少している一方で、65歳以上人口の増加が続いている、少子高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

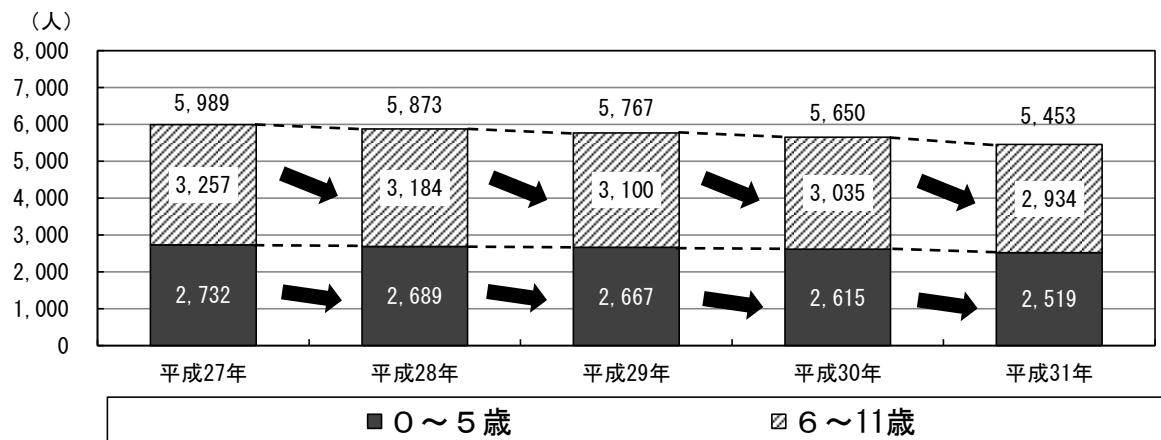


資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 児童人口の推移

本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、平成31年には5,453人となっています。0～5歳、6～11歳の区分においても、ともに減少傾向が続いている。

【0～11歳人口の推移】



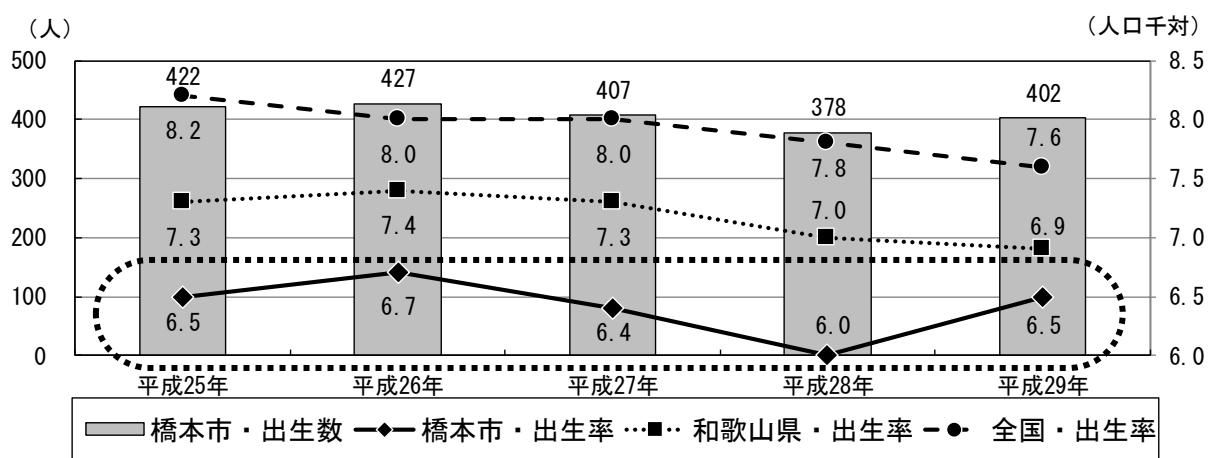
資料:住民基本台帳(各年3月末現在)

(3) 出生の状況

本市の出生数は平成25年以降400人前後で増減を繰り返しながら推移しており、平成29年には402人となっています。

また、出生率では、全国や県に比べて低い値で推移しており、平成29年には6.5となっています。

【出生数・出生率の推移】



資料:和歌山県人口動態統計

2. アンケート調査結果からみた現状

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービスに関する状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査概要

- 調査地域：橋本市全域
- 調査対象者：橋本市内在住の「就学前児童」の世帯・保護者（就学前児童用調査）1,991人
橋本市内在住の「小学生児童」の世帯・保護者（小学生児童用調査）1,546人
- 調査期間：平成31年1月17日（木）～平成31年2月8日（金）
- 調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯を対象に実施

回収結果

アンケート種別	配布回収状況	回収率
就学前児童用調査	1,991票	1,461票
小学生児童用調査	1,546票	1,226票

* 平成26年度に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定した際に実施したアンケート調査を「前回調査」として記載し、比較している項目があります

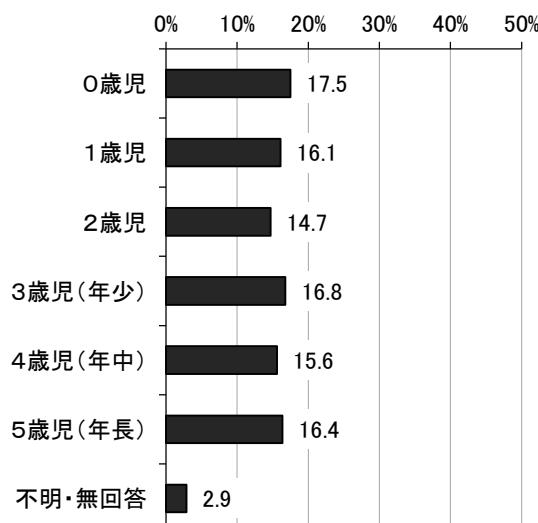
(2) 結果の概要

① 子どもの年齢・学年

アンケート調査の有効回収票から、子どもの年齢・学年の内訳を表しました。アンケート結果を把握する際の規定数として参考します。

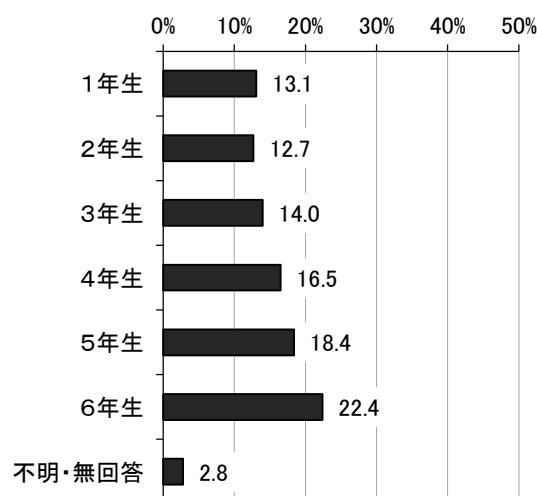
【就学前児童の年齢】

就学前児童(N=1,461)



【小学生児童の学年】

小学生児童(N=1,226)

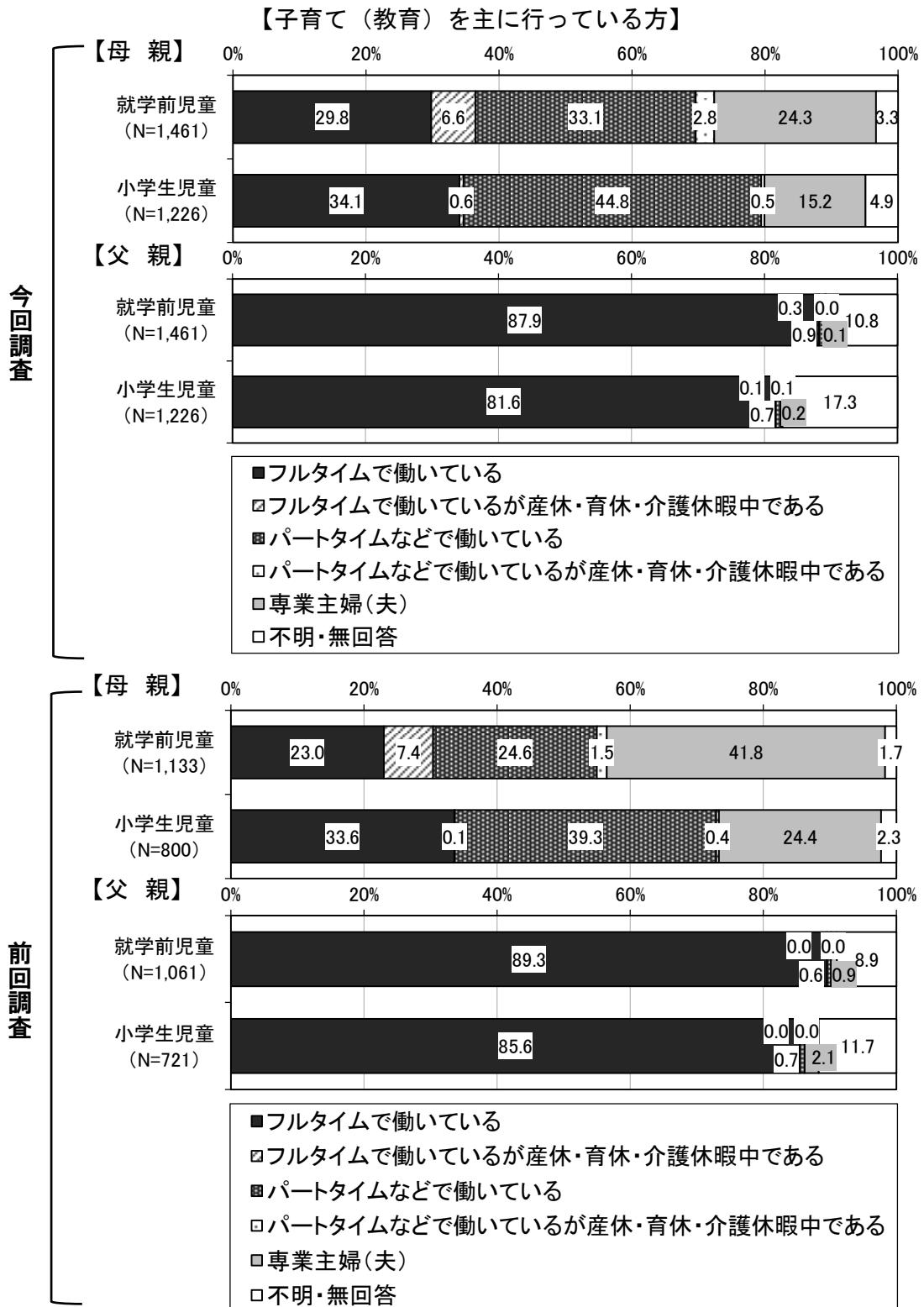


* ここでいう「年齢」は、平成30年4月1日時点の年齢です

② 母親と父親の就労状況

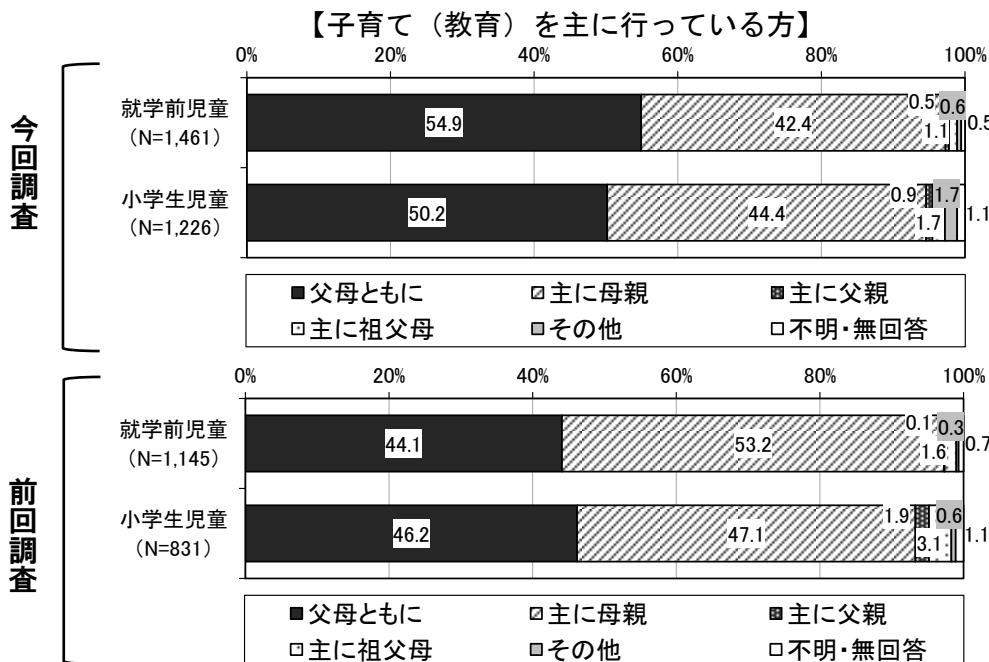
保護者の就労状況は、就学前児童・小学生児童の父親ではフルタイム就労者（休業中は含まない）が8割を超えています。

母親では、パートタイム就労者（休業中は含まない）が就学前児童では3割、小学生児童では4割を超えています。また、就学前児童と小学生児童ともに、前回調査の時よりも専業主婦の割合が減少しており、働く母親が増加しています。



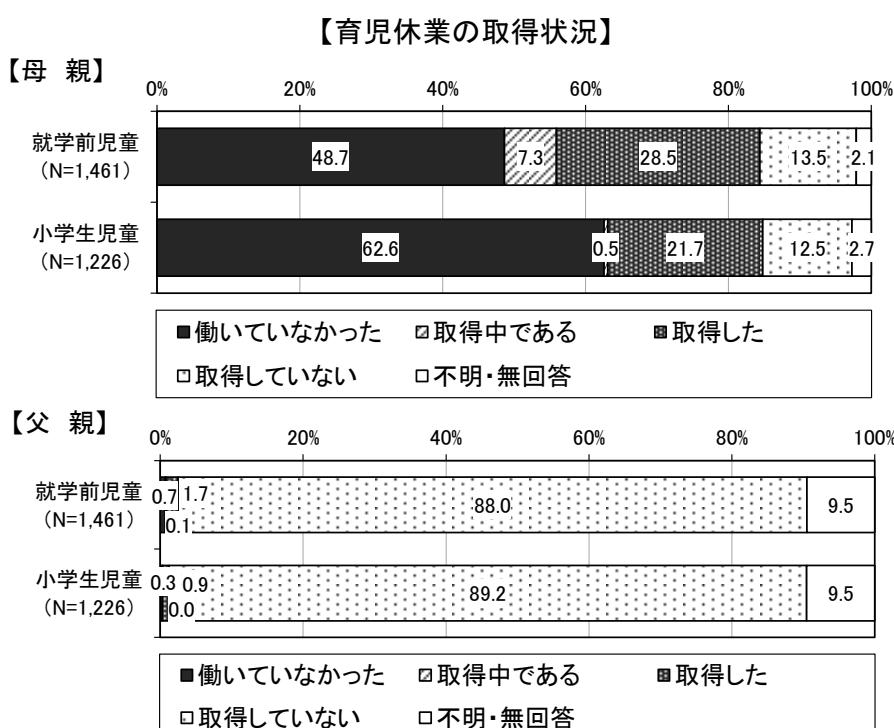
③ 子育て（教育）を主に行っている方

子育て（教育）を主に行っている方について、就学前児童・小学生児童のどちらも、「父母ともに」と答える人が5割を超えており、前回調査の時よりも5～10 ポイント増加しています。



④ 育児休業の取得状況

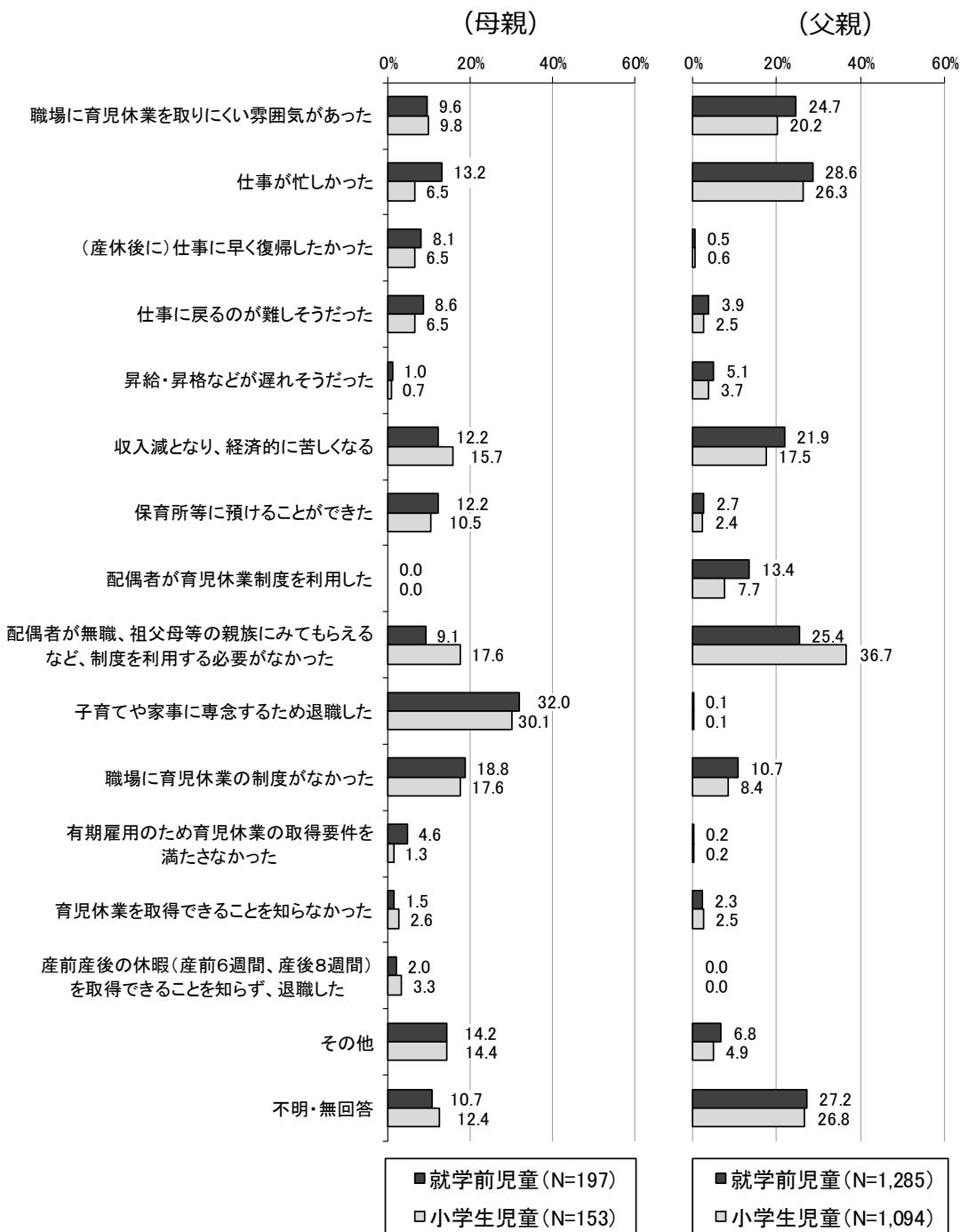
育児休業の取得状況について、就学前児童・小学生児童ともに、ほとんどの父親が育児休業を取得していません。



⑤ 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が就学前児童で32.0%、小学生児童で30.1%、父親では、就学前児童で「仕事が忙しかった」が28.6%、小学生児童で「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が36.7%で、最も高くなっています。

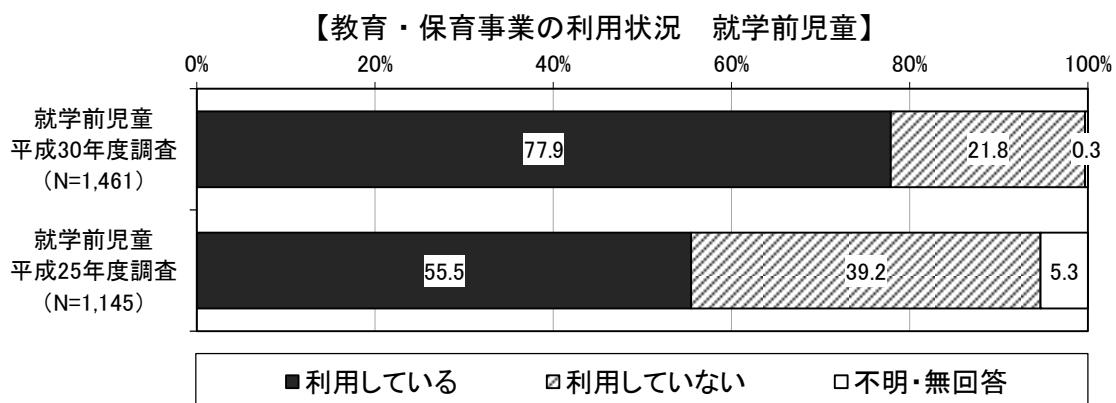
【育児休業を取得していない理由】



⑥ 教育・保育事業利用の実態と意向

平日の定期的な教育・保育事業の利用について、就学前児童の保護者にたずねたところ、「利用している」と回答した人が8割近くになっており、前回調査の時よりも20ポイント以上増加しています。

また、定期的に利用している教育・保育事業については、「認定こども園」が57.2%と最も高く、次いで「公立・私立の認可保育所」が30.7%となっています。



【定期的に利用している教育・保育事業 就学前児童】

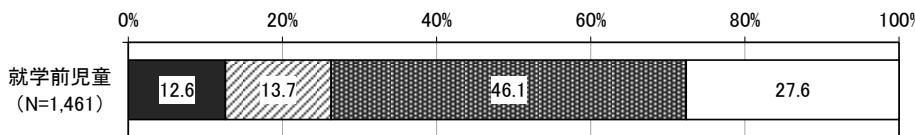


⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業についての利用希望では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が46.1%で最も高く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が13.7%、「利用していないが、今後利用したい」が12.6%となっています。

また、1か月当たりの利用希望回数については、「利用していないが、今後利用したい」で「1回」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が「10回以上」と高くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用意向・利用希望日数】



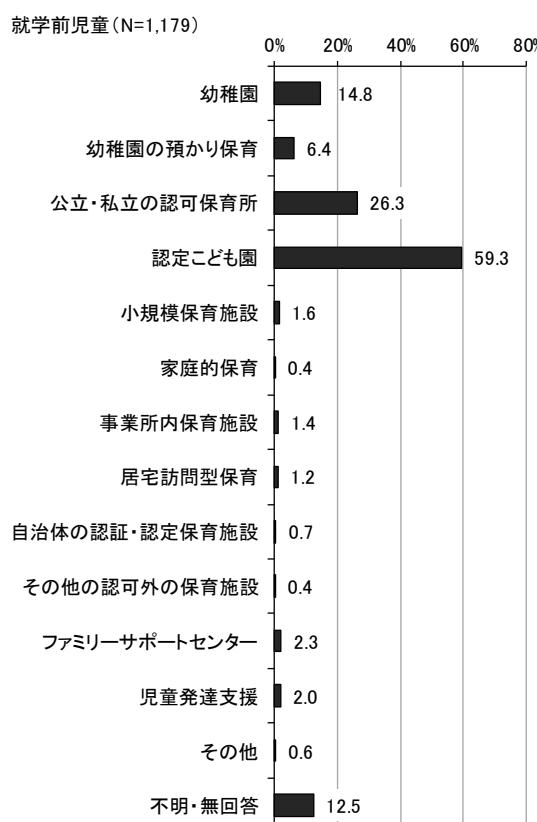
- 利用していないが、今後利用したい
- すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 不明・無回答

【就学前児童】 1ヶ月の 利用希望回数	利用していないが、今後 利用したい		すでに利用して いるが、今後 利用日数を増やしたい	
	N=184	N=200	件数	%
1回	60	32.6	12	6.0
2回	32	17.4	18	9.0
3回	9	4.9	24	12.0
4回	15	8.2	26	13.0
5回	7	3.8	20	10.0
6回	0	0.0	10	5.0
7回	0	0.0	0	0.0
8回	6	3.3	11	5.5
9回	0	0.0	0	0.0
10回以上	6	3.3	33	16.5
不明・無回答	49	26.6	46	23.0

⑧ 利用したい事業について（就学前児童）

今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」が59.3%と最も高く、次いで「公立・私立の認可保育所」が26.3%となっています。

【定期的に利用したい教育・保育事業 就学前児童】

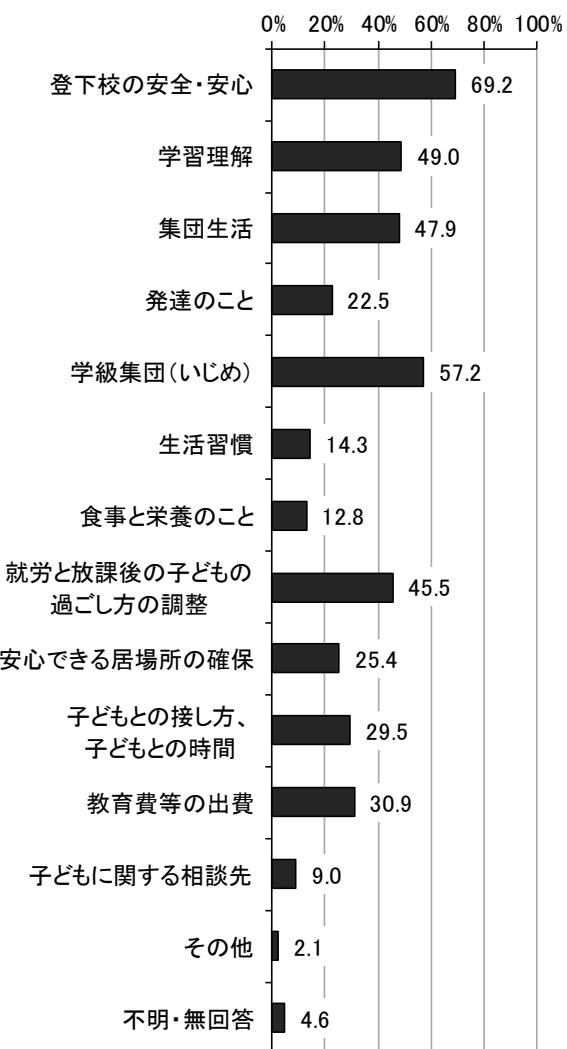


⑨ 就学(小学校入学)について、不安に思うこと (就学前児童)

就学について不安に思うことでは、「登下校の安全・安心」が 69.2%で最も高く、次いで「学級集団（いじめ）」が 57.2%、「学習理解」が 49.0%となっています。

【就学(小学校入学)について、不安に思うこと】

就学前児童(N=712)



⑩ 等価可処分所得に基づく困窮度の分類について

世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方をもとに調査結果を整理すると、相対的貧困にある世帯が就学前児童では9.8%、小学生児童では11.3%となっています。

また、平成29年に実施した実態調査では、相対的貧困にある子どもの割合（子どもの貧困率）が14.4%となっています。

【等価可処分所得に基づく困窮度の分類】

困窮度分類	就学前児童 中央値：225万円		小学生児童 中央値：247万円		橋本市子どもの生活 に関する実態調査※ (平成29年) 中央値：238万円		
	人数	%	人数	%	人数	%	
中央値以上	637	57.2	475	50.1	439	50.6	
相対的貧困には該当しないが、様々な生きづらさを抱える層	困窮度Ⅲ	322	28.9	321	33.9	245	28.2
	困窮度Ⅱ	46	4.1	45	4.7	59	6.8
相対的貧困の層	困窮度Ⅰ (子どもの貧困率)	109	9.8	107	11.3	125	14.4
	合計	1,114	100.0	948	100.0	868	100.0

※橋本市子どもの生活に関する実態調査の調査対象は小学5年生、中学2年生の児童・生徒及び保護者

※参考値：平成28年の国民生活基礎調査における子どもの貧困率は13.9%（全国値）

平成30年の和歌山県子供の生活実態調査における子どもの貧困率は11.6%（県の値）

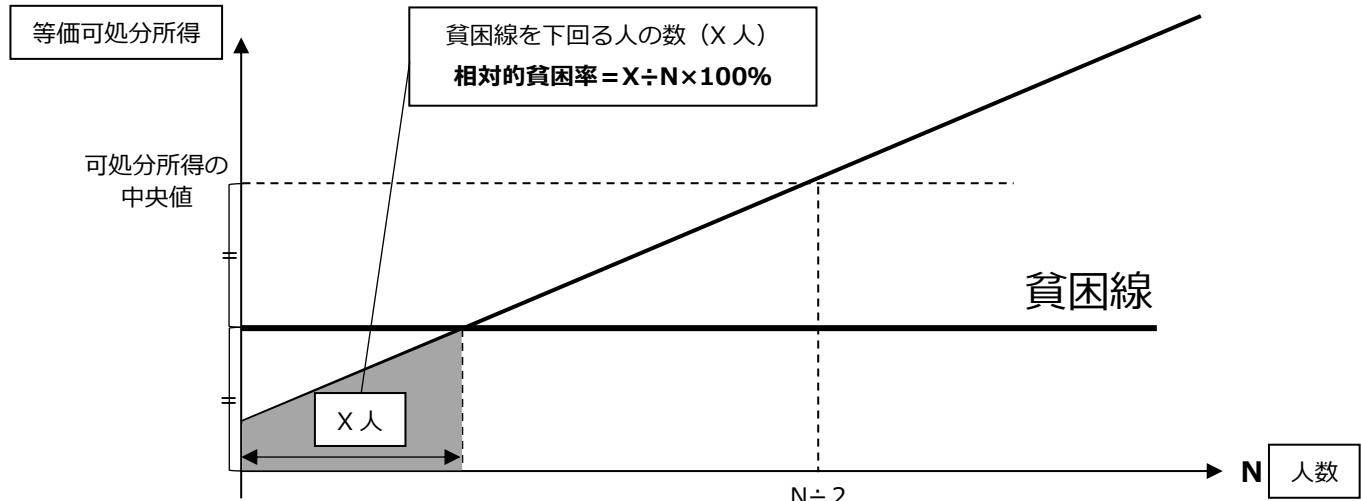
※国民生活基礎調査と県・本市の実態調査は、対象者や調査方法が異なるため、子どもの貧困率の単純

比較はできません。

■参考

下のグラフは、等価可処分所得と人数の関係を示しています。

可処分所得の中央値の50%を「貧困線」といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人・世帯を「相対的貧困」といいます。



3. 子育て支援施策の実施状況

下記に前回計画の保育サービスや子育て支援事業の実施状況、目標事業量の進捗状況等を記載します。

(1) 1号認定・2号認定・3号認定

(単位：人)		平成 25 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
① 実績 (見込量)		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
		—	—	—	543 (539)	840 (892)	511 (504)	497 (518)	871 (857)	545 (501)
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	596	869	426	675	897	468	593	868	498
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		—	—	—	132	57	▲43	96	▲3	▲47

(単位：人)		平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度 11 月末現在		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
① 実績 (見込量)		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
		480 (514)	868 (851)	561 (491)	461 (500)	896 (826)	538 (483)	387 (496)	930 (820)	575 (474)
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	593	868	498	593	878	498	602	878	510
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		113	0	▲63	132	▲18	▲40	215	▲52	▲65

1号認定は見込量を下回っていますが、2号認定、3号認定は、見込量を上回る結果となりました。

【施設等開園・閉園状況（平成 27～31 年度）】

実施年度	施設名等 ※〈 〉には運営法人を記載
平成 27 年度	民設民営 橋本さつき保育園 〈社会福祉法人寿翔永会〉 公設民営 橋本こども園 〈社会福祉法人子どもの家福祉会〉 橋本・橋本東保育園、橋本幼稚園（公立 3 園）の統廃合 公設民営 応其こども園 〈社会福祉法人顕陽会〉 伏原・名古曾保育園、応其幼稚園（公立 3 園）の統廃合
平成 28 年度	民設民営 認定こども園輝きの森学園 〈社会福祉法人泉新会〉 バンビーノ保育園と城山台幼稚園の統廃合（新制度に移行） 民設民営 みついしこども園 〈学校法人泉新学園〉 三石台幼稚園からこども園化（新制度に移行） 民設民営 あやの台幼稚園 〈学校法人白鳩学園〉 あやの台幼稚園からこども園化（新制度に移行）
平成 31 年度	民設民営 学文路さつきこども園 〈社会福祉法人寿翔永会〉 (公私連携) しみず保育園、学文路・清水幼稚園（公立 3 園）の統廃合

（2）時間外保育事業

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 10 月末現在
① 実績 (見込量)	502 (510)	512 (498)	513 (492)	462 (480)	463 (474)
②確保の内容	1,157	1,223	1,223	1,407	1,407
差（②-①）	655	711	710	945	944

時間外保育事業については、概ね見込みどおりの推移となっています。

（3）放課後児童健全育成事業（学童保育）

（単位）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4 月 1 日現在
児童数（人）	3,202	3,120	3,037	2,963	2,870
利用人数（人）	552	638	739	839	861
利用率（%）	17.2	20.4	24.3	28.3	30.0

学童保育については、児童数が減少している一方で、利用人数は増加し続けています。

放課後児童健全育成事業（学童保育・小学校区分別）

橋本小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	45	49	57	62	74
②確保の内容	40	40	40	80	80
差 (②-①)	▲5	▲9	▲17	18	6

紀見小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	83	88	100	112	99
②確保の内容	80	80	120	120	120
差 (②-①)	▲3	▲8	20	8	21

境原小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	17	22	28	33	39
②確保の内容	40	40	40	40	40
差 (②-①)	23	18	12	7	1

柱本小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	13	13	20	24	31
②確保の内容	40	40	40	40	40
差 (②-①)	27	27	20	16	9

西部小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	35	40	45	44	39
②確保の内容	40	40	40	40	40
差 (②-①)	5	0	▲5	▲4	1

学文路小学校区・清水小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	33	32	38	42	41
②確保の内容	40	40	40	40	40
差 (②-①)	7	8	2	▲2	▲1

隅田小学校区・恋野小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	99	116	114	134	129
②確保の内容	120	120	120	120	160
差 (②-①)	21	4	6	▲14	31

あやの台小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	48	70	91	98	104
②確保の内容	40	80	80	80	120
差 (②-①)	▲8	10	▲11	▲18	16

城山小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	51	55	64	75	92
②確保の内容	80	80	80	80	80
差 (②-①)	29	25	16	5	▲12

三石小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	47	57	78	93	87
②確保の内容	40	80	80	80	80
差 (②-①)	▲7	23	2	▲13	▲7

高野口小学校区・信太小学校区

※信太小学校は平成 31 年 3 月末閉校

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	26	31	40	48	63
②確保の内容	40	40	40	40	40
差 (②-①)	14	9	0	▲8	▲23

恋其小学校区

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 4月1日現在
①実績	55	65	64	74	65
②確保の内容	40	40	80	80	80
差 (②-①)	▲15	▲25	16	6	15

(4) 放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）

(単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学校数（校）	15	15	15	15	14
実施校数（校）	15	15	15	14	14
開設割合（%）	100.0	100.0	100.0	93.3	100.0

ふれあいルームについては、市内の小学校で実施しています。平成 30 年度では、廃校が決定していた信太小学校では実施せず、令和元年度は市内 14 校で継続して実施しています。

(5) 子育て短期支援事業

(単位：泊数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 11月末現在
①実績（見込量）	9 (26)	0 (26)	0 (26)	139 (26)	18 (26)
②確保の内容	300	300	300	300	300
差（②-①）	291	300	300	161	282

子育て短期支援事業については、見込量を下回って推移していますが、平成 30 年度は養育者の入院等により 139 件の利用がありました。

(6) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回/月)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 10月末現在
① 実績 (見込量)	985 (1,253)	1,015 (1,243)	981 (1,220)	954 (1,199)	905 (1,178)
②確保の内容	1,480	1,480	1,480	1,540	1,540
差（②-①）	495	465	499	586	635

地域子育て支援拠点事業については、見込量を下回って推移しています。

(7) 一時預かり事業

幼稚園の一時預かり

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 10月末現在
① 実績 (見込量)	549 (687)	573 (660)	906 (656)	708 (636)	133 (632)
②確保の内容	2,435	2,435	2,435	2,590	2,590
差（②-①）	1,886	1,862	1,529	1,882	2,457

幼稚園の一時預かりについては、平成 29 年度にかけて利用が増加し、以降は見込量を上回って推移しています。

2号認定による定期的利用

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 10月末現在
① 実績 (見込量)	16,879 (21,142)	9,768 (20,303)	10,787 (20,171)	8,486 (19,582)	4,242 (19,435)
②確保の内容	74,861	74,861	74,861	79,634	79,634
差 (②-①)	57,982	65,093	64,074	71,148	75,392

2号認定による定期的利用については、見込量を大きく下回って推移しています。

その他の一時預かり（一時保育・トワイライトステイ）

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 11月末現在
① 実績 (見込量)	679 (614+65) (759)	873 (614+259) (759)	841 (537+304) (759)	513 (458+55) (759)	282 (252+30) (759)
②確保の内容	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
差 (②-①)	1,821	1,627	1,659	1,987	2,218

その他の一時預かりについては、概ね見込量を上回って推移しています。

(8) 病後児保育事業

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 10月末現在
①量の見込み	8 (372)	0 (363)	11 (359)	14 (350)	7 (346)
②確保の内容	580	580	580	580	580
差 (②-①)	572	580	569	566	573

病後児保育事業については、いずれの年においても利用はわずかでした。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 10月末現在
① 実績 (見込量)	482 (1,350)	1,435 (1,350)	1,185 (1,350)	973 (1,350)	862 (1,350)
②確保の内容	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
差 (②-①)	868	▲85	165	377	488

子育て援助活動支援事業については、平成 28 年度に利用が増加し、以降は減少が続いています。

(10) 利用者支援事業

(単位：箇所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 10月末現在
①実績（見込量）	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②-①）	0	0	▲1	▲1	▲1

利用者支援事業については、あやの台保育園（社会福祉法人白鳩会）と子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）の2箇所で実施しています。

(11) 妊婦健診

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 11月末現在
① 実績 (見込量)	441 (408)	433 (399)	409 (395)	380 (387)	238 (378)
②確保の内容	430	430	430	430	430
差（②-①）	▲11	▲3	21	50	192

妊婦健診については、概ね見込量を上回って推移しています。

(12) 乳児全戸訪問事業

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 11月末現在
① 実績 (見込量)	297 (408)	243 (399)	288 (395)	226 (387)	135 (378)
②確保の内容	408	399	395	387	378
差（②-①）	111	156	107	161	243

乳児全戸訪問事業については、見込量を下回って推移しています。

(13) 養育支援訪問事業

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 11月末現在
① 実績 (見込量)	0 (400)	45 (400)	39 (400)	24 (400)	63 (400)
②確保の内容	400	400	400	400	400
差（②-①）	400	355	361	376	337

養育支援訪問事業については、見込量を下回って推移しています。

4. 現状と課題のまとめ

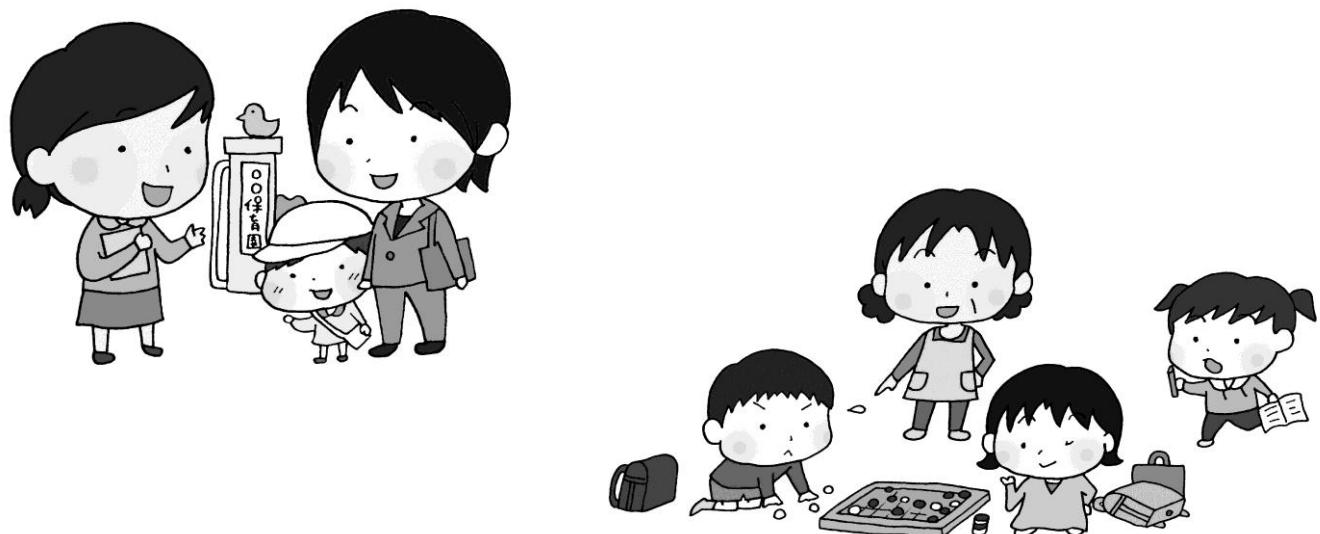
統計データや各種調査、第1期計画の検証結果をとりまとめ、第2期計画期間中に取り組むべき課題と今後の方向性を整理しました。

課題1 子どもの育ちを支える良質な教育・保育の推進

- 保育ニーズが継続的に高い状態にある中、保育の質の維持や向上に向けて、保育士等の職員の資質向上や人材確保に引き続き取り組む必要があります。
- 子どもの健全な発育の推進や教育環境のさらなる充実に向けて、地域との連携や家庭での教育力向上に関する取組を行うことが重要です。

★関連データ一覧

ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none">●利用したい事業としては認定こども園が最も高いが、幼稚園や認可保育所に対するニーズもみられる。●地域の子育て支援事業の利用経験は4割程度となっており、利用意向については「利用したい」と考えている人が3割未満となっている。
団体調査	<ul style="list-style-type: none">●支援センターの数が充実しており、地域ごとに支援を受けられる一方で、支援センターの事業等に参加できず、一人で悩みを抱えている家庭等に対する支援の難しさがある。●就学前の教育・保育は充実してきていると思われるが、保護者支援、保護者教育が難しい。
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">●先生や保育内容の質がもっと向上すると良いと思う。●素晴らしい自然が多くあるが、自然教育等に結びついていない。



課題2 子どもの安全を守る取組の充実

- 通学路や公園等について、子どもが安心して利用できるように、安全の確保を推進していく必要があります。
- 交通安全や不審者対策等では、見守りや声かけの強化、危険箇所の点検等、地域全体で子どもの安全を守る体制づくりが必要です。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 就学に対する不安として「登下校の安全・安心」が最も高くなっている。

団体調査

- 公園デビューという言葉をほとんど聞かなくなり、安全で安心でできる場を知らないまま子育てをしている家庭もある。子どもが2～3歳の時に転入してきて何もわからないという相談を受けたことがある。
- 子どもの事故や犯罪防止に、民生委員・児童委員をはじめ、地域の方の協力がもっと必要だと思う。

ワークショップ

- 通学路に危険な場所がある。補修をするなど、安全を守ってもらいたい。



課題3 子育てしやすい環境のさらなる充実

- 子育てを楽しみながら働き続けることができるよう、職場に対する育児への理解促進をはじめ、父親と母親の協力による子育ての促進に引き続き取り組む必要があります。
- 高齢化と核家族化が進行する中、子育てにおける祖父母の存在も重要となっているため、高齢者による子育て支援についても検討することが重要となります。
- 子育てに関する情報提供や地域における保護者同士の交流促進等、子育てに携わる方が孤立しないための支援も必要です。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 保護者の就労状況では、父親のフルタイム就労者が8割を超えており一方で、母親のフルタイム就労者は3割程度になっている。
- 子育てを主に行っているのは「父母ともに」が最も高いが、前回調査と比較した場合、父親の参加はあまり進んでいない。
- 育児休業の取得状況について、「取得していない」のは母親では約1割となっているが、父親では約9割となっている。
- 父親が育児休業を取得しなかった理由については、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が2割強となっている。

団体調査

- 共働きであっても、父親の仕事が忙しく、ほとんどの子育てを母親が担っていることが多い。
- 父親の子育てへの参加が以前よりも多く見受けられるが、まだまだ仕事が休めないことなど、どうしても母親負担になってしまうことがある。
- 仕事と子育ての両立は、企業の協力や意識も必要だと思う。
- 育休の取得には上司や同僚の理解が必要で、仕事と子育ての両立を支えてもらうことが重要。

ワークショップ

- 子どもをもちたい、たくさん生みたいと思っている人への補助はあるのか。
- パパが仕事でいないママにとっては、平日だけでなく、土・日・祝においてもリフレッシュできる場所があると子育てがもっと楽になる。



課題4 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

- 経済的困難によって起こりうる様々な問題への対応に、継続的に取り組んでいく必要が
あります。
- 発達に課題のある子どもやその保護者等、特別な配慮を必要とする子どもへのサポート
体制として、総合的な子ども相談を中心とした切れ目ない支援を充実させる必要があり
ます。
- 様々な悩みを抱え、いつもどおりに登校することが難しい児童が、気軽に相談できるよ
う体制を整えるとともに、子どもに配慮した学習支援を検討することも重要です。

★関連データ一覧

生活実態調査

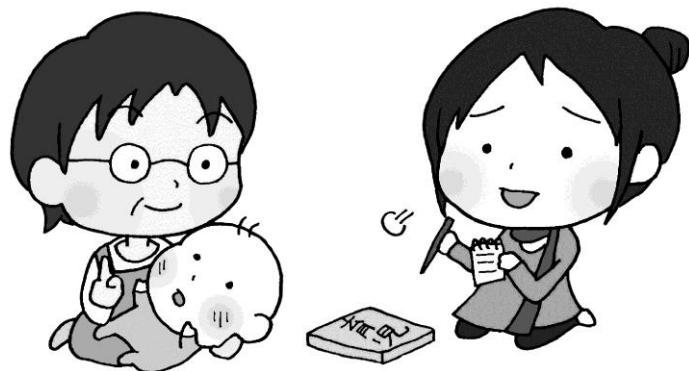
- 平成29年度に実施した調査では、子どもの貧困率が14.4%と
なっており、7人に1人が困窮家庭。

団体調査

- 管内で、ひとり親家庭や経済的な困難を抱える家庭など、「子ど
もの貧困」につながる現状がみられる。
- 一般市民にとって、被虐待児童や貧困児童について情報がないた
め、どのようになっているのか全くわからない。
- 学童保育に通っている要支援児童の情報が得られない。学校の対
応も差がある。
- 誰にも悩みを話せず抱えてしまっている親が、子どもにあたって
しまうといった事例がある。

ワークショップ

- 虐待への対策が重要。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

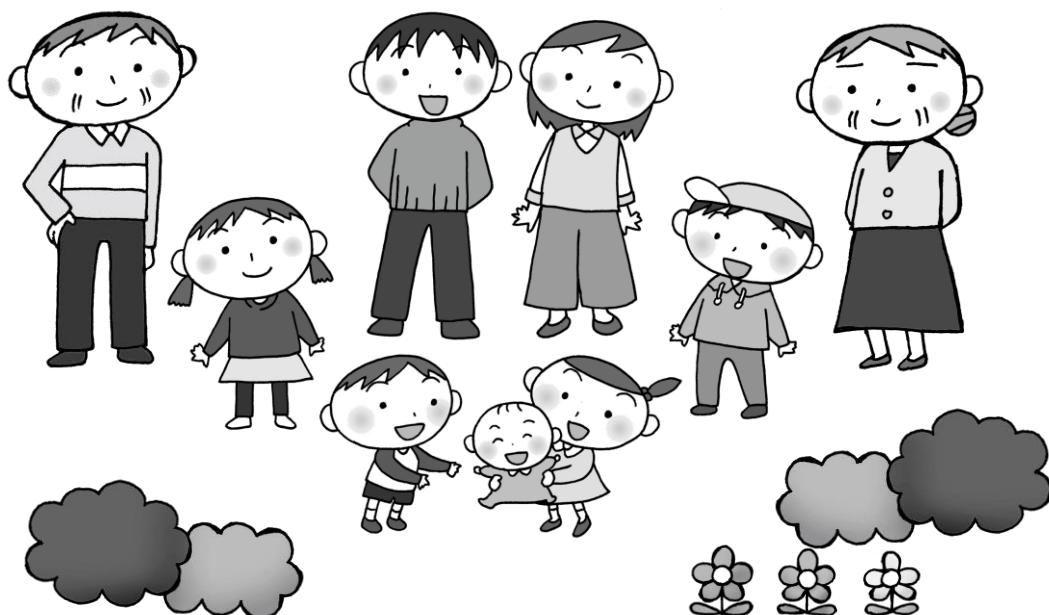
～笑顔とあたたかさを未来へ～

子ども・親・地域がともに育ち合うまち 橋本

「橋本市子ども・子育て支援事業計画」では、「～笑顔を未来へ～子どもが輝くまち 橋本」という基本理念のもと、子ども一人ひとりが主人公となり、それぞれが輝き、心豊かな育ちと地域社会に明るい未来をつくりだせるよう、「オール橋本」で総合的な支援を進めてきました。

子どもがたくましく健やかに育つことはもちろん、今後も親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進することで親も育つとともに、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、支え合うことで、地域も育つという「ともに育つ」まちをめざすことが重要です。

子どもにも、親にもやさしい、みんなが「ともに育つ」まちづくりを地域全体で進めるため、第1期計画の基本理念を踏まえ、上記の基本理念を掲げ、子育て支援施策を推進することとします。



2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

1. 子どもの幸せを第一に考える視点

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わる様々な権利が擁護されなければなりません。

2. すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て支援に関するニーズも多様化しています。その家庭の実情に応じた柔軟できめ細やかな取組により、子どもや保護者が安心して生活し、自立へと導くことが大切です。

3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の1つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

4. 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるとはいえ、「子どもは社会の宝」であり、子育て家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域、事業主、行政等、社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

5. 地域の社会資源を活用する視点

本市は豊かな自然環境や伝統文化が受け継がれ、その根底には地域に根ざした市民の力があります。公民館等の公共施設が随所にあり、親子サークルをはじめとする様々な団体活動が行われています。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

6. サービスの量と質を確保する視点

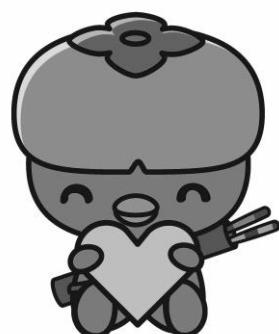
行政サービスは、ただ市民に提供すれば良いというわけではありません。特に、サービスの対象が乳幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量の確保とともにサービスの質を高めることが大切です。

7. 地域の実情に応じた取組の視点

地理的な特性・人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、地域の特性に応じた取組を推進していく必要があります。

8. 次代の担い手づくりという視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った健全育成のための取組を進めます。



3. 施策体系

基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実	① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実 ② 子育てを支える交流の機会づくり
1-2. 教育・保育サービスの充実	① 教育・保育サービスの量と質の確保 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 幼児期の教育・保育の一体的提供
1-3. 子どもの居場所づくり	① 放課後児童対策の充実 ② 児童館等を通じた子どもの育み支援 ③ 異世代で交流する居場所づくり
1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組	① 講座や教室、相談事業の推進 ② 早期支援・早期発見への取組 ③ 家庭での事故防止の啓発 ④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の促進 ⑤ 思春期保健対策の充実 ⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実
1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進	① 家庭・地域とつながる学校づくり ② 学校教育環境の充実 ③ 家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供 ④ 青少年団体等の各種団体活動への支援 ⑤ 交流や体験の機会づくり

基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり	① 安全・安心なまちづくり ② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり
2-2. 事故から子どもを守る活動	① 安全な道路交通環境の整備 ② 地域と連携した交通安全の確保
2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動	① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進 ② 安全教育の推進 ③ 被害にあった子どもに対するケアの充実

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 仕事と子育ての両立の支援	① 男性の子育て等、家庭生活への参画促進 ② 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進
3-2. 企業への働きかけの推進	① 事業主への啓発活動 ② 女性の再就職の支援

基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の推進	① 児童虐待防止ネットワークの充実 ② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実 ③ 子どもの人権を守る取組の推進
4-2. 家庭における子育て支援の推進	① 子育て家庭への負担の軽減 ② ひとり親家庭等の自立のための支援
4-3. 児童発達支援施策の推進	① 早期発見と療育、教育・保育の充実 ② 支援を必要とする児童へのサービスの充実
4-4. 子どもの貧困対策の充実	① 就労等支援の充実 ② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

第4章 施策の展開

基本目標

1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

本市の次代を担う子どもたちの健やかな育ちには、その保護者である親も健やかでなくてはなりません。そのためにも、妊娠期から親に寄り添い、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりが必要です。

また、子育てのニーズが多様化する中で、子育てをしている家庭が地域で孤立したり、不安を抱えたりしないための取組も必要です。

本市では地域の様々な機関・団体と連携し、交流の場において相談へとつなぐなど、保護者の不安や負担の軽減に取り組んでいます。一方で、少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少していることから、参加者を増加していくとともに、交流の場等につながりにくい親子の参加をどのようにして促していくかが課題となっています。

基本方針

子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援サービスの拡充に努めます。

また、様々な子育て情報をわかりやすく提供する体制を強化し、情報を必要とする人のもとに届ける環境づくりを推進します。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実

●親子の交流の場を通じ、子育てに関する情報提供をはじめ、様々な相談へつなげるとともに、その家庭に必要な援助を行い、子育て支援の充実を図ります。

主な事業

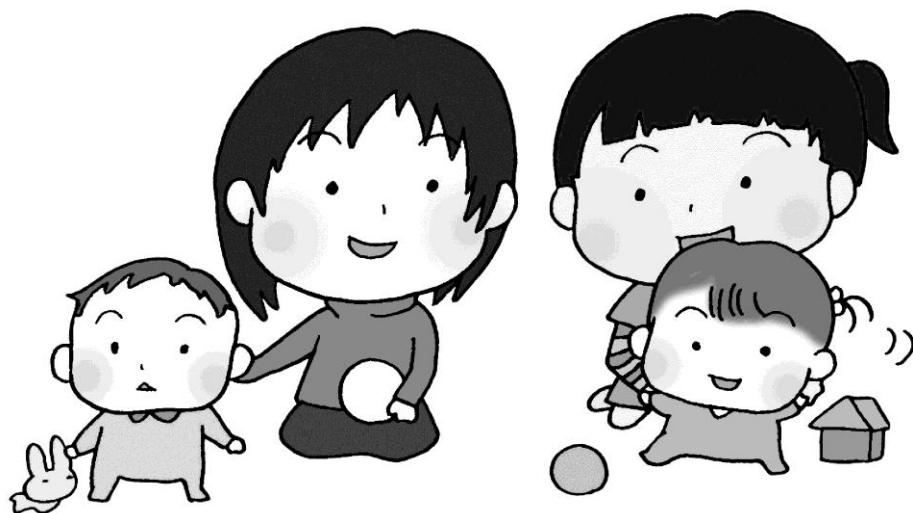
- 1) 仲間づくりの機会、遊び場の情報提供（子育て支援センター事業）
- 2) 子育て相談の充実（子育て支援センター事業）
- 3) 様々な媒体を通じた情報発信の推進（子育てガイド「子育て のびの～び」の配布、ホームページ「子育て情報サイト はぴもと」、LINE（ライン）、母子手帳アプリの配信等）
- 4) 子育てを地域で相互援助する事業の拡充（ファミリーサポートセンター）

② 子育てを支える交流の機会づくり

- 親子のふれあいは、健全な親子関係を構築する基礎となるものです。親が子育ての喜びを実感し、子どもの豊かな心を育むため、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。
- 子育てに対する不安や悩みの軽減を図るため、同年齢の親同士がふれあい、友達をつくり、お互いに育児相談ができる場として、子育てセミナーや子育て教室等を開催します。

主な事業

- 1) 親同士の交流、子育ての楽しさを伝える機会の充実（親子サークルの育成・活動支援等）
- 2) 育児不安の軽減、産後うつや虐待の予防（乳幼児の交流教室等）



1 - 2. 教育・保育サービスの充実

現状と課題

令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化により、保護者の就労意向の変化や幼児期の教育・保育の選択等、子育て家庭のニーズがより多様化すると考えられます。そのニーズに対応するため、本市では複数園の統合・開園、また、延長保育や預かり保育等の保育サービスの充実を図る一方で、施設整備の必要性や、利用者の増加に伴う保育士等の負担の増加といった課題が生じており、対応が求められています。

また、保育サービスは量の充実だけでなく、質の向上も課題であり、教育・保育に携わる機関や職員の公立・私立の枠を超えた連携を深め、教育・保育の質の向上に向けた取組を推進していくことが重要です。

基本方針

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮し、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。また、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

施策

施策の方向

① 教育・保育サービスの量と質の確保

●多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、民間活用も含め有能な保育士等の確保や定着化に向けた策を講じるとともに、適正な保育の量の確保と質の向上に努めます。

主な事業

- 1) 幼保連携型認定こども園への移行（公私連携方式による整備・（仮）紀見こども園構想）
- 2) 教育・保育の質を向上するための研修の実施
- 3) 保育士確保対策の実施
- 4) 保育士等処遇改善の実施

② 多様な保育サービスの提供

●子育て世代の就労が増え、保育所を利用する人が多くなっています。こうした状況に対応し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためにも、保護者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。

主な事業

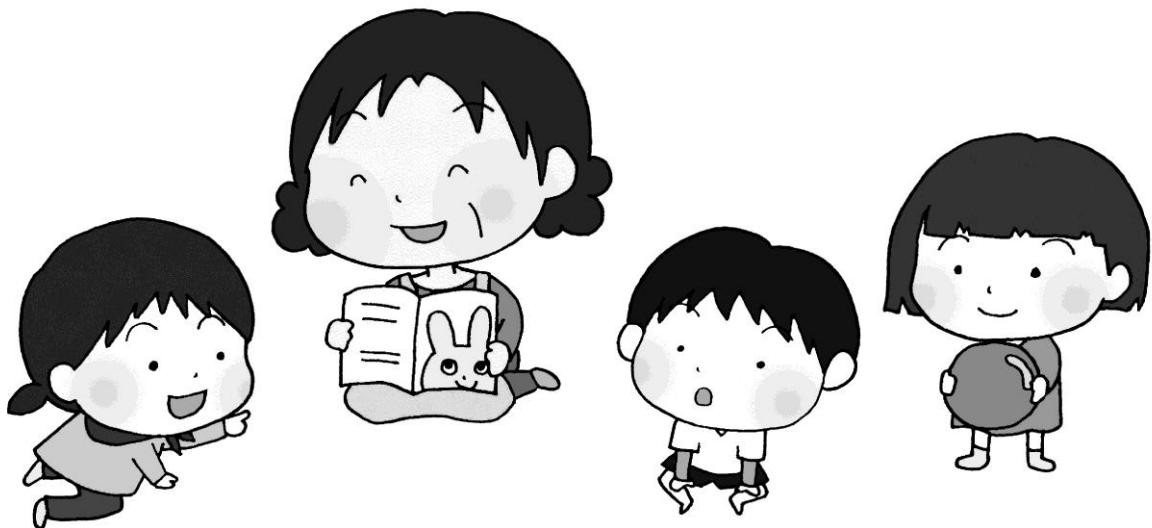
- 1) 延長保育により安心して子育てができる環境の整備（延長保育事業）
- 2) 一時預かり保育の実施（預かり保育事業）
- 3) 病後児保育の実施（病後児保育事業）

③ 幼児期の教育・保育の一体的提供

●質の高い教育・保育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、幼稚園、認定こども園の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

主な事業

- 1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の連携の推進（教育と福祉の連携による各園への訪問指導等）



1 - 3 . 子どもの居場所づくり

現状と課題

様々な家庭の状況にある子どもたちの安全・安心な居場所が求められる中で、地域や子育て支援団体等の協力により、すべての子どもたちを見守る意識づくりや体制の整備を含め、総合的な居場所づくりを講じる必要があります。

本市には、公園や広場等、子どもや高齢者が安心して過ごせるような居場所が各所にあり、それらの居場所を活用しながら、日頃からの地域でのふれあいや、放課後の事業等による多様な体験・活動等、地域全体で関わりを促進していくことが重要です。

基本方針

共働き家庭の増加に伴う放課後の子どもたちの居場所の確保だけではなく、すべての子どもたちに様々な居場所を確保するとともに、地域全体で子どもたちの健全な育成に努めます。そして、放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）や放課後児童健全育成事業（学童保育）を効率的、効果的に運用するとともに、新・放課後子ども総合プランに基づく事業（P53～56）を推進します。

施策

施策の方向

① 放課後児童対策の充実

- 放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労等の理由で、日中に保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施します。
- 放課後等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）を実施します。

主な事業

- 1) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進（学童保育、ふれあいルーム、放課後等デイサービス事業）

② 児童館等を通じた子どもの育み支援

- 児童館や図書館における、読み聞かせ会や学習支援、季節の行事、各種教室を実施することで、子どもたちの自由な学習や創造を通じ、豊かな情操を育みます。

主な事業

- 1) 子どもの遊び場や体験の機会の充実（子ども館・児童館活動）
- 2) 自由な学習機会の充実（各種図書館事業等）

③ 異世代で交流する居場所づくり

- 子どもや子ども連れの保護者・高齢者が安心して遊び過ごすことができるよう、広場や公園遊具等の計画的な整備・点検に努めます。また食を通じて、子どもから高齢者まで気軽に集え、孤食を減らし、異世代間でのコミュニケーションを大切にし、一緒に過ごせる居場所を提供します。

主な事業

- 1) 安心して過ごせる公園・施設等の充実（公園・広場等の整備）
- 2) こども食堂等を通じた居場所づくり

1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組

現状と課題

子育て世代を取り巻く社会には、保護者が受ける社会からのストレスや、子どものアレルギー問題、感染症等、精神面・健康面での様々な問題や不安があります。

そのような社会において、誰もが安心して育児や出産と向き合い、すべての親と子どもがともに健やかに成長するためには、健康に関する正しい知識や技術の普及を通じて健康を確保するだけでなく、安心して妊娠・出産ができる環境づくり、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

また、本市で実施している自らの命を守る取組を継続して進めるとともに、様々なアレルギーをもつ子どもやその家庭への不安を払拭するため、関係各課が連携して取組を進めることが重要です。

基本方針

妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、安全・安心な出産ができるよう、健康診査の充実と事後支援体制を整備するとともに、子育て世代の家族に関わる健康増進に努めます。

また、家庭における乳幼児の不慮の事故をはじめとする様々な危険を防止するための知識の普及に努めます。

施策

施策の方向

① 講座や教室、相談事業の推進

●母子の健康や子育てについて、気軽に相談できる環境づくりに努め、マタニティクラスや各種教室等の実施により、親としての自覚や知識を得るための機会を提供します。

主な事業

- 1) 家庭児童福祉に関する相談指導の充実（家庭児童相談室事業）
- 2) 乳幼児の発達状況や健康相談、育児相談の充実（健康相談事業）
- 3) いのちの大切さ、家族の役割を伝える機会の提供（ママパパ教室等）

② 早期支援・早期発見への取組

●母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施するとともに、子育て家族の心身の健康づくりを促進します。

主な事業

- 1) 妊婦の健康を確保する取組の充実（妊婦健診事業）
- 2) 乳幼児の健康を確保する取組の充実（乳幼児健診・相談事業）
- 3) 生活習慣の改善を含む健康づくりの推進（生活習慣病予防のための各種健診等）

③ 家庭での事故防止の啓発

- 日常生活に潜む危険に子ども自身が気づけるよう教育に取り組むとともに、様々な情報を提供することで、注意喚起に努めます。

主な事業

- 1) 安全教室等の実施
- 2) 家庭環境に応じた情報提供

④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の促進

- 妊娠前、妊娠中から心身の健康づくり、また、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣の形成に向けた取組により、健やかな生活習慣を身に付けることで、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 子どもの成長に合わせた食育を推進するため、「健康はしもと 21」や「第2次橋本市食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身に付けられるよう、妊娠中から食生活の改善に向けて、知識・技術の習得を促します。さらに、子どもたちが食の大切さを学び、食の楽しさや親しみ、感謝の気持ちを育むとともに、食物アレルギーに関する理解の促進と、家庭への支援等、教育と福祉の連携した取組を進めます。

主な事業

- 1) 基本的生活習慣を身に付ける必要性の周知
- 2) 食育の推進（保護者への支援、保育所・幼稚園等での推進活動）
- 3) 地産地消の推進（学校の児童生徒と給食食材提供者との交流会）
- 4) 食物アレルギーに関する理解と支援

⑤ 思春期保健対策の充実

- 思春期は、子どもから大人へと移り変わる時期で、精神的にも大きな変化の現れる時期です。児童生徒への健康診断等を通じた健康管理に努めるとともに、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用等の防止に向けた啓発も含めて、包括的な取組を推進します。

主な事業

- 1) いのちの大切さを学ぶ機会の充実（いのちを育む授業）

⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実

- 安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進します。特に小児医療・夜間救急医療について、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療サービスが受けられるよう、小児医療体制・夜間救急医療体制等の一層の充実に努めます。

主な事業

- 1) 緊急医療体制の充実
- 2) 休日急患医療体制の充実



1 - 5 . 学校・家庭・地域の連携の推進

現状と課題

子どもたちには、これから未来を担う人として、将来への夢や希望を原動力に自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身に付けられる教育が求められています。子どもたちが「生きる力」を身に付けられるよう、すべての人が子どもを慈しみ、育てる体制をつくり、教育環境の充実に努めることが必要です。

本市では、学校・家庭・地域が一体となった教育活動により、子どもたちを見守り、支える環境づくりや地域社会の活性化に取り組んできました。本市で育つ子どもたちが未来を拓けるよう、今後も地域活動や協働の取組を活かした共育コミュニティを推進することで、学校・家庭・地域が力を合わせ、人と人のつながりを再構築し、子どもたちを豊かに育んでいくことが重要です。

基本方針

家庭における子どもとの様々な関わり方の情報提供、保護者同士の情報交換を促す交流の機会づくり等、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、家庭教育の普及啓発と、親育ちへの取組のさらなる充実を図ります。また、様々な機会を通じ、地域での世代間交流を促すとともに、学校、家庭、地域の連携を強化することで、地域全体で育ち合う環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 家庭・地域とつながる学校づくり

●学校・家庭・地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもと大人がともに育て・育ち合い、人と人のつながりを深め、活力のある地域づくりを推進します。また、学校の抱える問題解決や子どもたちの豊かな成長のため、地域社会全体での教育の実現に努めます。

主な事業

- 1) 人と人とのつながりによる活力のある地域づくり（共育コミュニティの推進）
- 2) 学校と地域をつなぐ体制の強化（コミュニティスクールの推進）

② 学校教育環境の充実

●教員のスキルアップを図るための研修や講習会を開催し、教育に関する教員の指導力の向上に努めます。また、小中学校の児童生徒に対する相談支援体制をつくるとともに、関係機関と連携のもと、就学前教育との円滑な接続に努めます。

主な事業

- 1) 各校・研究グループに対する支援（教育研究委託事業）
- 2) 教育相談の充実（スクールカウンセラー配置事業の活用）

③ 家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供

- 保護者や子ども、子育て世代が交流し、学ぶ場、つながる場の充実に努めるとともに、幅広い方が参加できるよう、各種取組の周知を図ります。また、様々な機会を通じ、地域ボランティアの活躍の機会を提供します。

主な事業

- 1) 交流の場づくり（家庭教育支援事業他）
- 2) 応援ボランティア等との連携と充実（市民活動サポートセンター事業等）

④ 青少年団体等の各種団体活動への支援

- 子どもや若者がふるさとに関心の目を向け、遊び場や活動の機会づくり等に主体的に関わり、子どもや若者同士あるいは大人と協力・連携して、より良いものをつくり上げるよう、地元ふるさとを知る機会づくりの提供やまちづくりへの参加を促進します。

主な事業

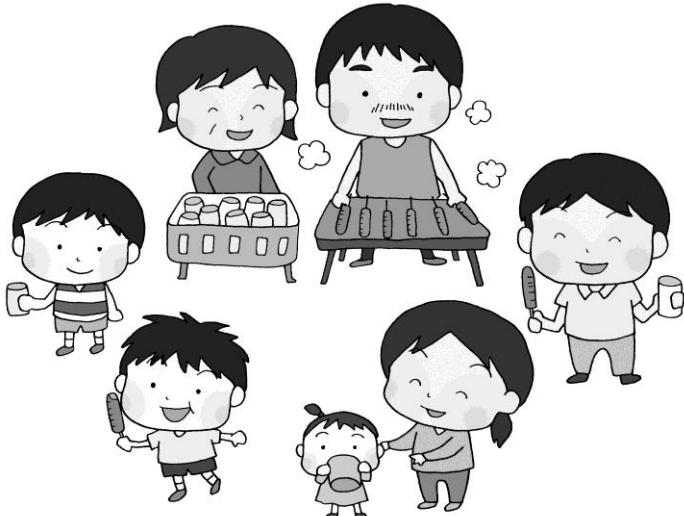
- 1) 各種団体への活動支援（青少年団体連絡協議会、青年指導員連絡会、スポーツ少年団、中学生ボランティアクラブ、橋本市子ども会連絡会、青少年育成市民会議等）

⑤ 交流や体験の機会づくり

- 子どもの社会性を育むためには、異年齢の子どもや世代間交流、文化活動等の機会の提供が重要になります。職場体験や地域住民との交流を通じ、子どもたちの視野やつながりを広げ、精神的な負担感を軽減するとともに、子どもの自主性・社会性の向上を促します。

主な事業

- 1) 職場体験等の学習機会の充実（キャリア教育）
- 2) ふれあいルーム等開催への支援
- 3) 地域における異世代の交流機会の提供（公民館事業等）



2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

全国的に災害が多発しており、有事の際に子どもが安心して暮らせる環境への関心が高まっています。また、安心して暮らせるには、災害時だけではなく、きれいな空気や水など、日頃から命や健康を守ることができる環境の確保が欠かせません。

これからも子どもが安心して暮らせる環境を確保・維持していくためには、地震等の災害発生時に子どもが安全に避難できるよう、保育・療育・教育施設での防災対策をはじめ、避難体制の確立を図るとともに、有事に配慮した防災意識の高揚に取り組むことが必要です。

また、子どもたちが、いつまでも美しい空気ときれいな水の恩恵を享受できるように、自然環境の保全や環境美化等に取り組むことも必要です。

基本方針

事故防止や防災の観点から、各種訓練を充実させるとともに、有事に備えた子どもや保護者への周知等、慌てることなく落ち着いて行動できるよう、継続した取組を進めます。

また、分別等によるごみの減量化や再利用等、環境保全に対する意識付けを図ります。

施策

施策の方向

① 安全・安心なまちづくり

●地震等の災害発生時において、子どもたちが安全に避難できるよう、保育・療育・教育施設での防災対策を充実させるとともに、地域での防災意識の高揚に努めます。

主な事業

- 1) 防災教育の推進
- 2) 地域における防災活動の推進（地域防災訓練、小学校防災キャンプ事業、各種避難訓練）

② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり

●限りある資源の有効活用がごみの減量化、さらには環境保全へつながる循環型社会の形成へ向け、環境に対する意識や行動を促す活動を推進します。

主な事業

- 1) 地域清掃活動等を通じた環境学習
- 2) 食品ロス削減につながる活動の推進

2-2. 事故から子どもを守る活動

現状と課題

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。子どもたちの安全を守るために、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが必要です。

基本方針

子どもを交通事故から守るため、警察等の関係機関や団体、地域住民等の協力・連携を通じて、交通安全の意識を高めるとともに、安全な交通を妨げる行為の解消等を進めます。

施策

施策の方向

① 安全な道路交通環境の整備

- 安全・安心な子育てのため、通学路や園外保育経路等の歩行者の安全確保に取り組み、子どもが安全に登下校できる環境をつくります。

主な事業

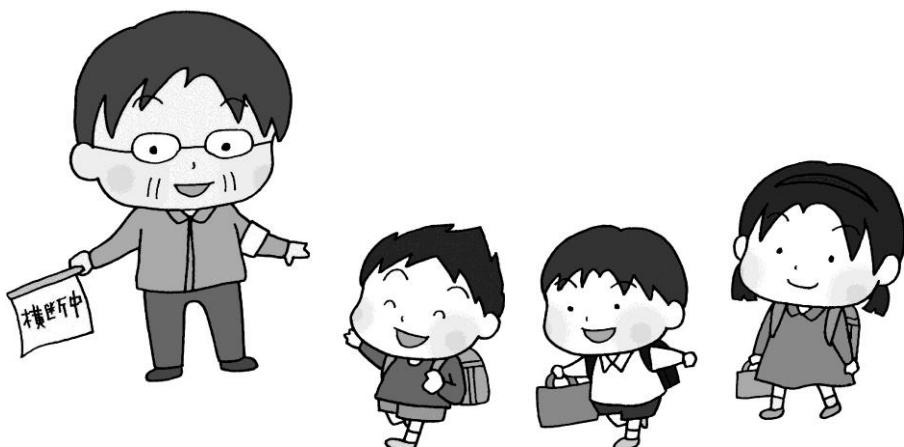
- 1) 安全の確保に関する情報提供（事故防止に関する啓発事業、交通安全教育）
- 2) 交通安全施設の整備（通学路の安全確保・バリアフリー化等）

② 地域と連携した交通安全の確保

- 子どもが安心して生活できる環境をつくるため、関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

主な事業

- 1) 子どもたちを事故等から守る活動の充実（子どもの安全見守り）



2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動

現状と課題

地域社会のつながりが薄れ、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発している中で、学校や地域の実情等に応じた学校の安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備等が必要となっています。

地域の防犯活動の充実に向けて、自主防犯活動団体を育成するとともに、子どもたちの危険察知能力の向上に向けた、指導者のスキルアップも求められています。

また、子どもたちの発達段階に応じ、環境や社会への影響を考えて自分で選び、消費する力や、ものの健全な価値を見極める力を養成することが重要です。

基本方針

子どもが地域で安全に過ごせるよう、緊急避難が可能な体制を充実させるとともに、警察をはじめとした関係機関や団体、地域住民の協力・連携により、凶悪化・多様化した犯罪の防止に努めます。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進

- 自主防犯活動団体による青色回転灯を装備した車でのパトロール活動、自治会やPTAが行う地域防犯パトロール活動等を支援します。

主な事業

- 1) 地域防犯活動の支援（安全パトロール、きしゅう君の家運動、防災無線による啓発、青少年育成市民会議等）

② 安全教育の推進

- 子どもを犯罪から守るために、自らの身を守るための知識や技能を習得する学習機会を提供し、各種教育の推進に努めます。

主な事業

- 1) 学校等での安全教育の推進（子ども安全教室）
- 2) 防犯教育、消費者教育、情報モラル教育等の実施

③ 被害にあつた子どもに対するケアの充実

- 犯罪や虐待の被害に遭い、心身に深い傷を負った子どもに対し、専門機関等と連携し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防ぎ、心のケアに努めます。

主な事業

- 1) 専門職と連携した支援の推進（カウンセリング等支援事業）

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 仕事と子育ての両立の支援

現状と課題

子どもが家庭の温かなふれあいの中で心豊かに育っていくためには、男女がともに子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくことが重要であり、子どもも家庭の一員として協力していく必要があります。

本市では、就労する母親が増加しており、共働き世帯が増えています。男女ともに働きやすく、子育てなどをしやすい環境づくりが求められています。

親が子育て等の時間を十分に確保できるよう、市民のワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図るとともに、働きながら子育てなどをしやすい環境づくりを進めることが重要です。

基本方針

性に関わらず、すべての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう、子育てなどをしやすい就労環境づくりに向けた意識の啓発に取り組みます。また、子育て中の親子が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 男性の子育て等、家庭生活への参画促進

●父親が子育て等への喜びを実感し、家庭におけるコミュニケーションが育まれるよう、父親と子どもを対象としたふれあいの場を提供します。また、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供することで、子育てなどへの参画の促進と意識の啓発に努めます。

主な事業

- 1) 仲間づくりの機会、遊び場等の情報提供
- 2) 講座やイベントを通じた啓発の推進

② 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進

●「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点のもと、働きながら子育てなどをする人を支援する意識を醸成するとともに、子育てなどをしやすい環境の整備について啓発を継続します。

主な事業

- 1) 啓発・研修の充実（男女共同参画リーダー研修）
- 2) 人権教育の推進（保育所・幼稚園・こども園、小学校・中学校等における人権教育）

3-2. 企業への働きかけの推進

現状と課題

性に関わらず、すべての保護者が主体的に子育てなどに向き合い、関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。企業等では、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめ、男性の育児休業の義務化や育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備等を独自に進める企業も増えています。一方で、中小企業や小規模事業者等までなかなか浸透していない実態があり、行政のみならず、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

基本方針

ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本として、事業所に対し、仕事と子育てなどの両立が可能な労働形態についての理解や育児・介護休暇等の取得促進など、仕事と生活の調和の実現へ向けた取組に関する情報発信、啓発を行います。

施策

施策の方向

① 事業主への啓発活動

- 育児・介護休業や短時間勤務制度等、多様な働き方に関する情報提供を進め、保護者が働きながら子育て等しやすい環境を見つけられるための意識啓発を行います。

主な事業

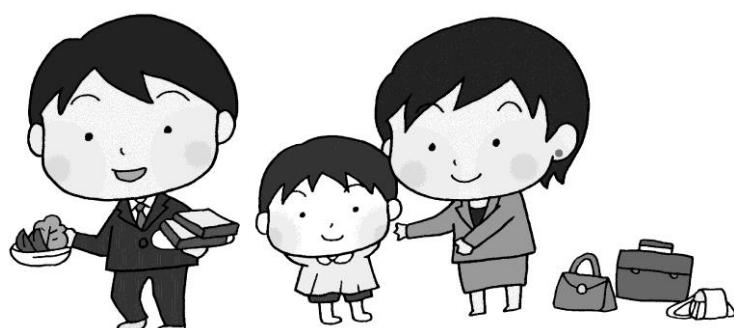
- 1) ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布
- 2) 施設内保育所設立のための企業への啓発

② 女性の再就職の支援

- 子育て後も職場へ復帰できるよう、職場の環境整備を支援します。

主な事業

- 1) 子育て後の復職しやすい環境づくり
- 2) 女性のエンパワーメント及び職業能力の開発の推進（職業訓練の啓発、女性電話相談事業、女性電話相談員養成講座、女性起業者支援研修等）



基本目標

4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

こうした現状に対応するため、国では、児童福祉法が改正され、児童虐待の発生予防から自立支援までの包括的な対策のさらなる強化、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育てなどが進められています。

「要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携を図りながら、多方面から支援に努めており、今後も児童虐待の予防や早期発見に努めるとともに、引き続きすべての家庭が子どもを健全に養育できるよう、各種取組の推進が求められます。

基本方針

子どもに対する虐待を未然に防止するため、親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う乳幼児健診、相談の充実に努めるとともに、健診等の未受診者に対する取組や受診啓発に努めます。

さらに、虐待を早期に発見するため、市民へ通告義務に関する啓発を行うとともに、迅速かつ適切な対応を行うため、関係各課や関係機関との連携による児童虐待防止活動の強化を図ります。

施策

施策の方向

① 児童虐待防止ネットワークの充実

- 児童虐待や非行・不登校・発達障がい等の子どもやその家庭を支援していくため、関係機関との連携を図り、支援ネットワークの充実に努めます。

主な事業

- 1) 虐待防止体制の強化（要保護児童対策地域協議会）
- 2) 子育て関係団体との連携の促進（民生委員・児童委員、母子保健推進員等との連携による支援）

② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実

- 育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見するため、相談事業や啓発事業を推進します。

主な事業

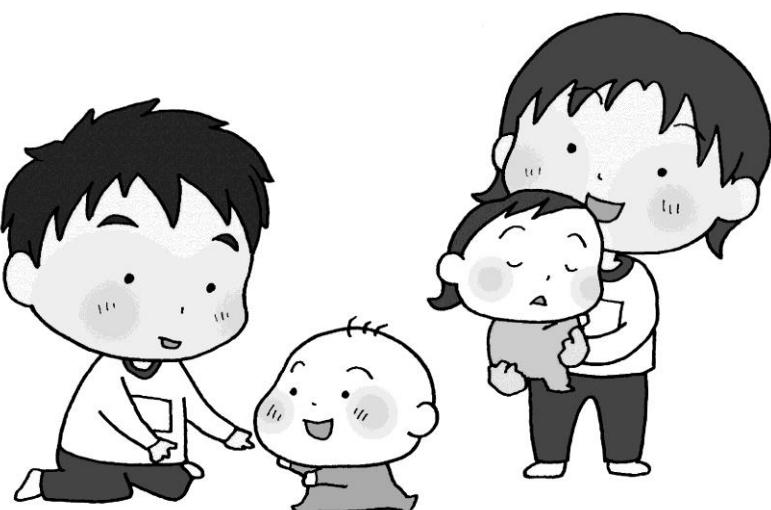
- 1) 子育ての不安の軽減（児童相談事業）
- 2) 養育を必要とする子ども・家庭へのサービスの充実（養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ含む））
- 3) 乳幼児健診等未受診者へのフォロー

③ 子どもの人権を守る取組の推進

- 子どものいのちを失うような悲しい事件を引き起こすことがないよう、子どもの人権や自由を尊重し、啓発等を充実させることで、子どもの人権に関する市民の意識を高めます。

主な事業

- 1) 人権に関する啓発の推進（児童相談事業）



4-2. 家庭における子育て支援の推進

現状と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化する中で、様々な家庭状況に対応した、柔軟で総合的な取組により、すべての子育て家庭への支援を進めてきました。

特にひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きく、経済的な援助ばかりでなく、育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援の充実が重要です。

そのため本市では、子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、就労相談や研修会の開催、資格取得に伴う経済的負担の軽減等、各種支援を実施してきましたが、今後も様々な視点から、子育て家庭の生活の安定を図ることが重要です。

基本方針

子育て家庭の経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、各種支援の充実に努めます。

施策

施策の方向

① 子育て家庭への負担の軽減

- 子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な支援に関する周知を図ります。

主な事業

- 1) 児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援（乳幼児医療費・小学生医療費・中学生医療費助成制度）
- 2) その他の経済的支援（紙おむつ用ごみ袋給付事業、就学援助、三子以上に係る育児支援助成事業、児童手当等）

② ひとり親家庭等の自立のための支援

- 保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援をはじめとする各種支援の充実に努めます。

主な事業

- 1) 生活基盤を確保するための支援（児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、母子・父子寡婦福祉資金貸付制度等）
- 2) 就労支援（母子・父子自立支援員による就労支援等）
- 3) 生活支援（母子生活支援施設事業、助産施設入所事業等）

4-3. 児童発達支援施策の推進

現状と課題

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、認定こども園や幼稚園、小学校、関係機関等が連携し、ライフステージを一貫して支援できる体制づくりが求められます。

また、全国的に発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっており、関係機関との連携の強化や、サービス提供事業所の参画、質の確保を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取組が重要です。

基本方針

発達障がいなど、支援を必要とする子どもたちの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子どもと家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供します。

障がいなどの早期発見に努め、障がいのある子どもの様子や、家族の支援に関する意向を尊重しながら、その家庭にあった適切なサービスを利用・提供できるよう小規模な保育の実施を検討するとともに、児童発達支援事業への理解と啓発、充実に努めます。

また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制のもと、より良い発達相談事業の推進に努めます。

施策

施策の方向

① 早期発見と療育、教育・保育の充実

- 乳幼児の健康診査の受診機会等を通じて、障がいの早期発見に努めるとともに、発達に支援を必要とする幼児や育児に不安のある保護者等の相談・情報提供体制の充実を図ります。
- 心身の発達に遅れや心配のある子どもの通園事業や早期療育事業・保育所等訪問支援事業の継続的な実施により、障がい児の発達や保育士等への指導・助言、家族の支援に努めます。

主な事業

- 1) 相談体制の充実（発達相談員による相談）
- 2) 教員に対する研修の充実（関係機関や発達相談員による研修の実施等）

② 支援を必要とする児童へのサービスの充実

- 心身の発達に遅れや心配のある児童等へのサービスの充実に努め、相談・情報提供体制の充実を図ることで、障がい児の発達やその家族の支援に努めます。

主な事業

- 1) 療育、教育・保育の充実（特別支援学級等における教育・訓練、発達支援保育事業、加配保育士・教員の配置、療育検討委員会、教育支援委員会）
- 2) 親子を支える教室・発達支援事業（サポート教室、ことばの教室、のびのび教室、児童発達支援事業所等）
- 3) 児童発達支援事業所たんぽぽ園の新築移転整備計画

4-4. 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

国では、就業しているひとり親家庭の半数以上が相対的貧困（全国民の所得の中央値の半分を下回っている状態）の状態にあることが指摘されており、子育て家庭の経済的基盤の安定を図ることは、子どもの育ちにとって重要な課題と位置付けられています。

本市においても、経済状況が安定せず、生活が困難な状況で過ごす子どもが存在することから、安定した生活を送れるよう支援していくことが重要です。

特に、貧困の状況にある子どもにおいては、相対的に不登校等につながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されていることから、教育上の支援や生活上の支援をはじめ、様々な場面における支援が必要です。

保護者のつながりや居場所づくりを通じて「心の貧困」をなくすとともに、貧困による様々な連鎖を断ち切り、健全な成長を促すための仕組みづくりが必要です。

基本方針

貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等、幅広い視点から、総合的な支援を必要とします。

計画に掲げるすべての施策が貧困に対する支援につながるという意識のもとに、関係部署との連携をより一層強化します。

施策

施策の方向

① 就労等支援の充実

●貧困の連鎖を断ち切るために、子育て支援団体や行政が、それぞれの立場で相談や支援につながる仕組みの充実に努めます。

主な事業

- 1) 就労への理解を深める啓発と支援（生活困窮者自立相談支援事業、母子自立支援等）

② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

●支援を必要とする子どもや保護者のニーズを把握し、適切な支援へとつなげる仕組みづくりを進めます。

主な事業

- 1) 困窮状況を解消するための支援の理解促進と啓発
- 2) 支援を必要とする子どものニーズを把握し、適切な支援につなげる仕組みづくり（学校プラットホーム化等）

第5章 子ども・子育て支援の事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

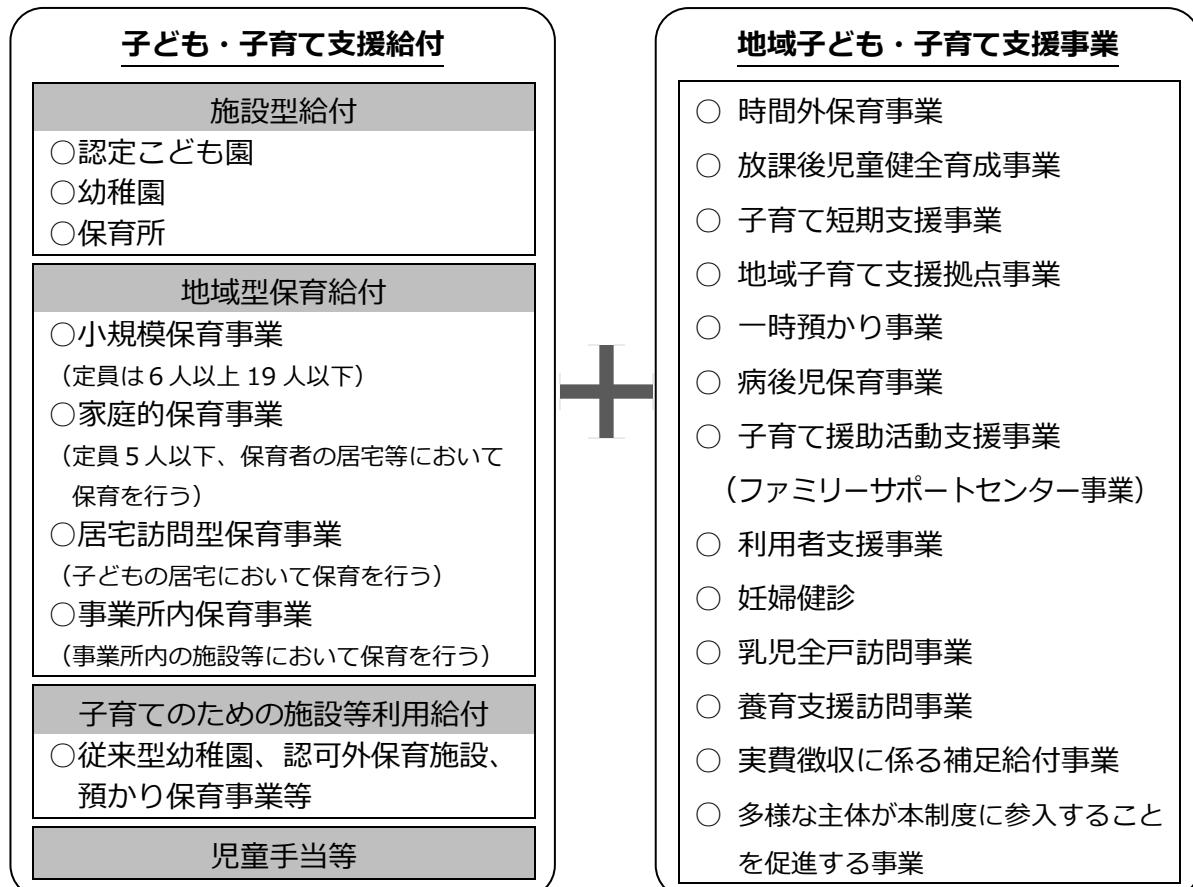
本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、教育・保育提供区域を1区域に設定します。

2. 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握したうえで、第1期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制について、確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成31年に実施した「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性等を考慮し、確保の内容を設定しています。

【子育て支援の「給付」と事業の全体像】



3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

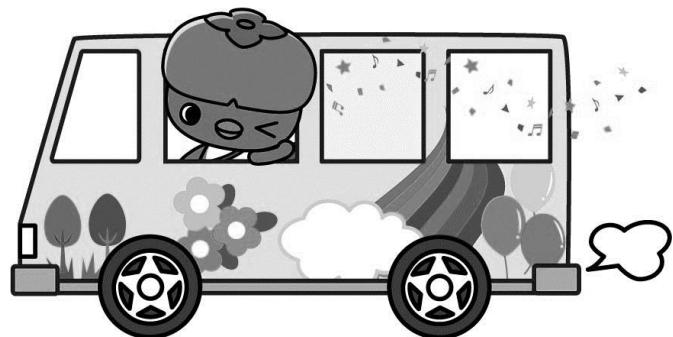
市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況にアンケート調査等から把握した利用希望を加味し、令和2年度から令和6年度までの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童を出さないことを前提とします。

【認定区分と提供施設】

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		あり	保育所、認定こども園	保育短時間
3号			保育所、認定こども園、地域型保育事業	保育標準時間
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園、特別支援学校等	不要
新2号	3～5歳児	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業	
新3号	0～2歳児			



4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位:人)		平成30年度(実績)			令和2年度			令和3年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3~5歳	3~5歳	0~2歳	3~5歳	3~5歳	0~2歳	3~5歳	3~5歳	0~2歳
教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	461 (500)	896 (826)	538 (483)	340	960	539	311	927	525	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	593	878	498	479	879	503	494	863	493
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		132	▲18	▲40	139	▲81	▲36	183	▲64	▲32

(単位:人)		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3~5歳	3~5歳	0~2歳	3~5歳	3~5歳	0~2歳	3~5歳	3~5歳	0~2歳
教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)	287	904	526	261	872	510	244	867	495	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	494	863	493	494	863	493	466	876	496
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		207	▲41	▲33	233	▲9	▲17	222	9	1

(1) 1号認定<3~5歳>

【事業内容】

満3歳以上的小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子どもの認定区分
(幼稚園、認定こども園)

【確保の方策】

1号認定については、ニーズの見込量は確保されています。こども園が新設されることで、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となります。

(2) 2号認定<3~5歳>

【事業内容】

満3歳以上的小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子どもの認定区分
(保育所、認定こども園)

【確保の方策】

共働き家庭が増え、2号認定は増える傾向にあり、確保の内容との比較では、平成28年度より不足してきました。

本計画の最終年度である令和6年度を目標とした公立こども園の新設が実現できれば、見込み量は確保されることとなります。それまでの利用定員の設定については、計画途中での見直しも含め、保育ニーズ等に十分配慮し、量の確保に努めます。

(3) 3号認定<0~2歳>

【事業内容】

満3歳未満の保育を必要とする子どもの認定区分
(保育所、認定こども園、地域型保育事業)

【確保の方策】

共働き家庭が増え、2号認定とともに3号認定においても増える傾向にあり、出生数が減っているにも関わらず、0・1歳児の入園数が増加しています。また幼児教育・保育の無償化を見込んだ1・2歳児からの利用も見受けられます。

本計画の最終年度である令和6年度を目標とした公立こども園の新設が実現できれば、見込み量は確保されることとなります。それまでの利用定員の設定については、計画途中での見直しも含め、保育ニーズ等に十分配慮し、量の確保に努めます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）の前後 30 分以上において時間を延長して保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	462	459	443	432	415	405
②確保の内容	1,407	1,242	1,350	1,350	1,350	1,372
差（② - ①）	945	783	907	918	935	967

【確保の方策】

開所時間（保育標準時間認定）の 11 時間を超えて延長保育を実施している園が、平成 27 年度の 9 園から、令和元年度には、公設園 6 園（紀見・三石保育園、橋本・高野口・すみだ・応其こども園）、私立 7 園（みついし・学文路さつきこども園、輝きの森学園、あやの台幼稚園、あやの台・香久の実・橋本さつき保育園）の計 13 園になり、より多様な就労形態等に対応できるようになりました。

今後も引き続きニーズに応じた延長保育が的確に提供できる体制を確保していきます。



(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に対して、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

橋本小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	84	92	95	90	88
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差 (② - ①)	18	36	28	25	30	32

紀見小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	112	106	104	99	94	91
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差 (② - ①)	8	14	16	21	26	29

境原小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	33	43	50	52	60	65
②確保の内容	40	40	80	80	80	80
差 (② - ①)	7	▲3	30	28	20	15

柱本小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	32	33	37	36	32
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差 (② - ①)	16	8	7	3	4	8

西部小学校区

(単位：人)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	44	46	53	53	55	54
②確保の内容	40	40	80	80	80	80
差 (② - ①)	▲4	▲6	27	27	25	26

学文路小学校・清水小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	42	40	37	31	31	30
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差 (② - ①)	▲2	0	3	9	9	10

隅田小学校・恋野小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	134	127	134	124	117	103
②確保の内容	120	160	160	160	120	120
差 (② - ①)	▲14	33	26	36	3	17

あやの台小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	98	115	118	119	120	121
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差 (② - ①)	▲18	5	2	1	0	▲1

城山小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	75	93	93	97	97	85
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差 (② - ①)	5	27	27	23	23	35

三石小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	93	93	94	94	89	83
②確保の内容	80	120	120	120	120	120
差 (② - ①)	▲13	27	26	26	31	37

高野口小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	48	74	82	91	95	95
②確保の内容	40	80	80	120	120	120
差 (② - ①)	▲8	6	▲2	29	25	25

応其小学校区

(単位：人)	平成 30 年度 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	74	75	78	85	90	90
②確保の内容	80	80	80	80	120	120
差 (② - ①)	6	5	2	▲5	30	30

【確保の方策】

平成 30 年度では、市内 15 小学校のうち、12 小学校において学童保育を実施しました。また、実施していない 3 小学校については、タクシー等により、近隣の学童保育に通所しました。(小学校は平成 31 年度に 14 校となり、実施していない小学校は 2 校となりました。)

利用者の増加が著しい地域において、新たな学童保育を開設するかどうかを含め、教育委員会、学校関係者、学童保育運営団体で協議を行っていきます。また、老朽化の進む専用施設においては、市の財政状況を考慮しつつ、専用施設の建て直しや学校内の空き教室への移動を検討します。

【新・放課後子ども総合プランに基づく項目】

●一体型の学童保育及びふれあいルームの令和 6 年度に達成されるべき目標事業量

市内 14 小学校すべてにおいてふれあいルームを実施しており、学童保育を利用している児童は、ふれあいルームのプログラムに参加することができます。小学校内で実施している学童保育は、すべて一体型として実施しており、今後も継続して実施します。

●ふれあいルームの令和 6 年度までの実施計画

ふれあいルームは、市内 14 小学校すべてで実施しており、今後も継続して実施します。

●学童保育及びふれあいルームの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

小学校内で実施している学童保育は、すべて一体型として実施しており、今後もこの状態が継続できるよう、学童保育の支援員とふれあいルームのコーディネーターが連携し、プログラムの内容・実施日時等について、検討及び情報共有を図ります。

●小学校の余裕教室等の学童保育及びふれあいルームへの活用に関する具体的な方策

学童保育は、実施校 12 校のうち 10 校で余裕教室、さらにそのうち、放課後のみ 2 校で特別教室を利用して実施しています。ふれあいルームは、特別教室、図書室、体育館等の一時利用で実施しています。今後も学校関係者と協議を行い、積極的な活用に努めます。

●学童保育及びふれあいルームの実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

学童保育に係る業務は教育委員会に補助執行しており、いずれの事業も教育委員会で実施する体制となっています。今後も継続して連携強化に努めます。

●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

市内の学童保育は、すべて NPO 法人や保護者会が運営しており、特別な配慮を必要とする児童への対応については、各運営団体で受入の判断を行い、必要に応じて専門的な知識を有する指導員を配置しています。

今後も、利用者の実態等を踏まえたうえで、運営団体と連携し、特別な配慮を必要とする児童を受け入れられるよう努めていきます。

●地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取組

開所時間及び延長については、学童保育の運営団体が独自に設定しています。現在、学童保育の開所時間はすべて午後 7 時 00 分までとなっており、一部の学童保育で利用者の実態等に応じて午後 7 時 30 分までの延長を行っています。

今後も運営団体と連携して、地域の実情に応じた開所時間の延長を継続していきます。

●学童保育の役割をさらに向上させていくための方策及び利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を授業の終了後に単に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりなどを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っています。市内の運営団体は、その役割を認識し、学童保育での遊び・生活を通じた実現に向けて、創意工夫を図りながら主体的な取組をしています。今後も行政と運営団体とが情報交換、方針確認等を通じて、学童保育の役割向上に努めます。

また、個々の学童保育により違いはありますが、お便りやホームページ、地域イベントでの啓発等、様々な手段で活動内容の周知を図っています。今後も、情報発信の充実を図れるよう、運営団体と連携していきます。

(3) 子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：泊数)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	139	30	30	30	30	30
②確保の内容	300	300	300	300	300	300
差 (②-①)	161	270	270	270	270	270

【確保の方策】

平成30年度は、養育者の入院等により139件の利用がありました。

養育が困難で、児童の保護を要するケースの場合、児童相談所が一時保護を決定することが多くなっています。

今後も、養育及び保護を要する児童については、児童相談所との連携のもと取り組んでいくことが予想されますが、本事業の利用の必要性がある場合は、積極的に活用していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場において、子育てのアドバイスや育児への不安等、相談できる環境を提供し、家庭訪問等の子育て支援へとつなげる事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回/月)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	954	1,122	1,099	1,092	1,059	1,027
②確保の内容	1,540	1,420	1,420	1,420	1,420	1,520
差 (②-①)	586	298	321	328	361	493

【確保の方策】

7箇所ある子育て支援センターごとに独自の取組があるため、親子は地域を限定せず、自由に市内の子育て支援センターを利用しています。

今後も地域の子育て支援の拠点として相談及び各種支援を行えるよう体制強化を図ります。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児と認定こども園の1号認定子どもを対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児と認定こども園の1号認定子どもを対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の対象については、理由を問わず、保育所で一時的に子どもを預けることができます。

① 幼稚園の一時預かり・2号認定による定期利用

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,194	13,328	12,321	11,365	10,337	9,452
②確保の内容	-	28,942	29,812	29,812	29,812	28,188
差 (②-①)	-	15,614	17,491	18,447	19,475	18,736

② その他の一時預かり（一時保育・トワイライトステイ）

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	513 (458+55)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)	1,044 (740+304)
②確保の内容	2,500	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
差 (②-①)	1,987	996	996	996	996	996

【確保の方策】

ニーズの見込みに対しては実施施設の拡充も含め、実情に応じた事業の実施に努めます。

(6) 病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に、一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14	116	116	116	116	116
②確保の内容	580	580	580	580	580	580
差 (②-①)	566	464	464	464	464	464

【確保の方策】

現状の施設で確保が可能であると考えられますが、今後も市内保護者への啓発に努めるとともに、事業実施園と協議のうえ、サービスの提供方法について検討を進めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が互いに会員登録をし、センターの橋渡しにより、様々な育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：件)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	973	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
②確保の内容	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
差 (②-①)	377	0	0	0	0	0

【確保の方策】

より安全な援助活動を行うため、提供会員へのスキルアップ研修を実施するとともに、おためし体験等の取組により、センターの機能強化や制度の周知、提供会員の増員に努めます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

多様な教育・保育や子育て支援事業により、きめ細やかな子育て支援に努め、育児不安・育児負担の軽減のため、個々のニーズに応じて、確実に提供する必要があります。子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育、一時預かり事業、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差 (② - ①)	▲1	0	0	0	0	0

【確保の方策】

多様な子育て支援サービスに利用について、利用者支援機能を果たすため、日常的に地域の様々な子育て支援関係者及び市関係機関との連携に努め、切れ目のない支援を提供します。

(9) 妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	380	357	346	337	326	314
②確保の内容	430	441	441	441	441	441
差 (② - ①)	50	84	95	104	115	127

【確保の方策】

安心して妊娠・出産につなげられるよう、早期届出について啓発に努めます。

(10) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	226	357	346	337	326	314
②確保の内容	387	357	346	337	326	314
差 (②-①)	161	0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施するとともに、母子保健推進員の活動について啓発を充実することで勧奨に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	500	500	500	500	500
②確保の内容	400	500	500	500	500	500
差 (②-①)	376	0	0	0	0	0

【確保の方策】

要保護児童地域対策協議会等を通じ、養育支援が必要であると判断された家庭に対して、確実に訪問できるよう、支援力のアップにつなげていきます。また、ファミリーサポートセンターと連携を図り、きめ細かな支援に努めます。

(12) その他

① 実費徴収に係る補給給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【確保の方策】

地域の実情と勘案しながら実施を検討します。

② 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業。

【確保の方策】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を図ります。



6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

こども園の整備については、令和3年度に公私連携幼保連携型認定こども園を1園、令和6年度には公立の認定こども園1園の開園をめざしています。乳幼児数・園児数の動向を踏まえ、こども園の整備を進めます。

また、子どもたちが幼児教育から小学校教育へ円滑に移行するための取組として、保育者と教員が相互参観や合同参観する機会、園児と小学生が交流する機会、小学校区内の園児同士が交流する機会等を計画的に実施していきます。また、保護者と教員が合同研修する機会を通じて、発達や学びの連続性の大切さを確認し合い、より充実した教育・保育に努めます。

【こども園構想等整備計画】

計画年度	施設名等 ※〈 〉には運営法人を記載
令和元年度	公立 柏原保育園 閉園 山田さつきこども園整備計画に伴う閉園
令和2年度	公立 岸上保育園・山田保育園 山田さつきこども園整備計画に伴う閉園
令和3年度	民設民営 山田さつきこども園 〈社会福祉法人寿翔永会〉(4月1日開園) (公私連携) 柏原・岸上・山田保育園(公立3園)の統廃合 公立 児童発達支援事業所 たんぽぽ園(4月1日新築移転による開園)
令和6年度	公立 (仮) 紀見こども園(4月1日開園目標) 紀見保育園、紀見幼稚園(公立2園)の統廃合

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。新制度未移行幼稚園の保育料や幼稚園・こども園での預かり保育料、認可外保育施設等の利用に伴う施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等、法に基づく事務の執行や権限の行使について、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

本市では、給付申請について、制度の周知を図るとともに、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、保育所等の施設で取りまとめ、保護者への支払いは年4回とする等、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

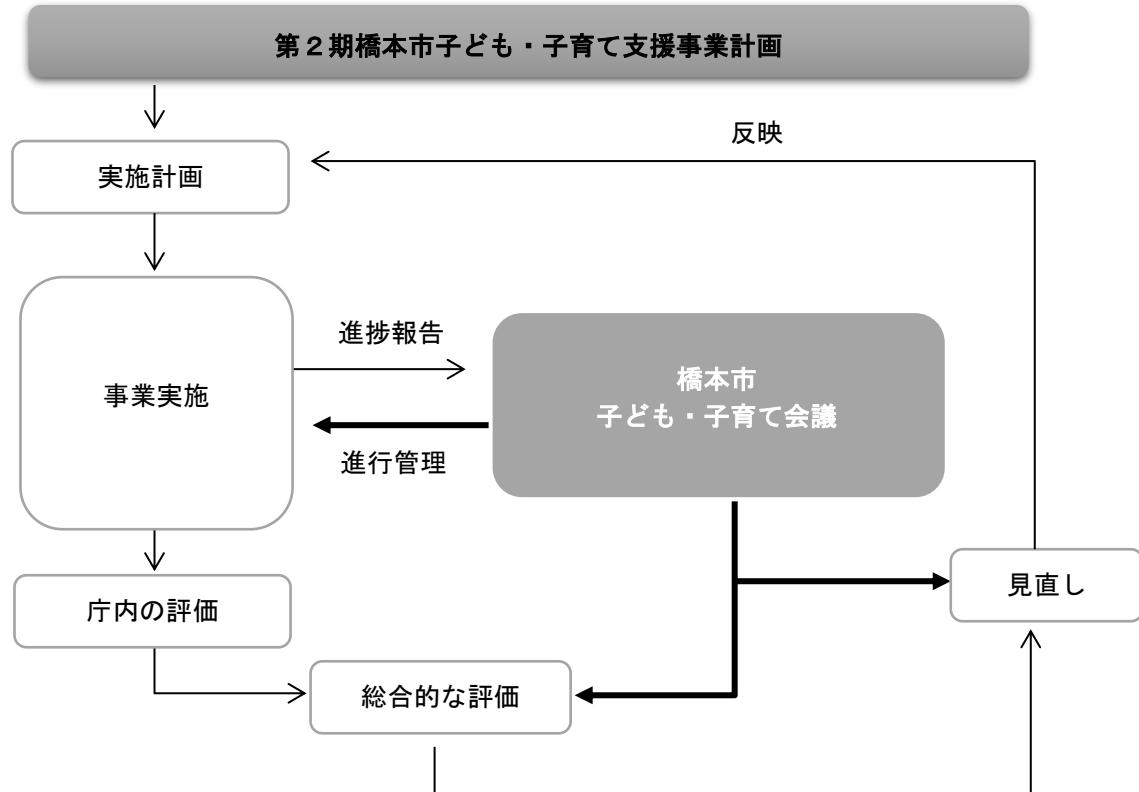
本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に則した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「橋本市子ども・子育て会議事務局」（子育て支援各施策の担当課）において、施策・事業の進捗状況を把握し、情報共有を行うとともに、有識者と市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」に報告し、計画の推進と進行管理を行います。

【計画の点検・評価体制】



資料編

(1) 評価指標一覧（一部抜粋）

基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

活動指標	実績値	目標値
1-1. 地域における子育て支援サービスの充実		
ファミリーサポートセンターへの登録会員数	(依頼会員) 348 人 (提供会員) 158 人 (両方会員) 28 人 (平成 30 年度)	(依頼会員) 370 人 (提供会員) 170 人 (両方会員) 30 人 (令和 5 年度)
1-2. 教育・保育サービスの充実		
公的研修等の開催回数・参加人数	2回・220 人 (平成 30 年度)	2回・220 人 (令和 5 年度)
1-3. 子どもの居場所づくり		
子ども館・児童館利用数	31,481 人 (平成 30 年度)	30,000 人 (令和 5 年度)
1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組		
いのちを育む授業の開催回数・参加人数 (小学 4 年生・中学 3 年生)	小学 4 年生 13 校 13 回 501 人 中学 3 年生 6 校 18 回 459 人 (平成 30 年度)	小学 4 年生 14 校 13 回 450 人 中学 3 年生 6 校 15 回 400 人 (令和 5 年度)
1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進		
ふれあいルーム等の開催回数	682 回 (平成 30 年度)	500 回 (令和 5 年度)

基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり

活動指標	実績値	目標値
2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり		
学校・園等での防災教育実施状況（中学校、小学校、保育所・幼稚園等） (毎年 1 回、毎月 1 回)	100% (平成 30 年度)	100% (令和 5 年度)
2-2. 事故から子どもを守る活動		
登下校の見守り活動（ボランティア登録者数）	493 件 (平成 30 年度)	450 件 (令和 5 年度)

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

活動指標	実績値	目標値
3-1. 仕事と子育ての両立の支援		
父親向けの子育てイベント等の開催回数・参加者数	15回 81組 (平成30年度)	20回 100組 (令和5年度)
3-2. 企業への働きかけの推進		
ワーク・ライフ・バランスに関する制度説明資料等の配布	0件 (平成30年度)	1,000件 (令和5年度)

基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進

活動指標	実績値	目標値
4-1. 児童虐待防止対策の推進		
虐待防止に関する研修会の開催回数・参加者数	3回 272人 (平成30年度)	3回 350人 (令和5年度)
4-2. 家庭における子育て支援の充実		
就労支援の実施状況	42件 (平成30年度)	30件 (令和5年度)
4-3. 児童発達支援施策の推進		
発達相談員による研修会等の開催回数・参加者数	1回 121人 (平成30年度)	1回 100人 (令和5年度)
4-4. 子どもの貧困対策の充実		
子どもの貧困対策に関する研修会・説明会等の開催回数・参加者数（累計）	13回 341人 (平成30年度)	30回 1,000人 (令和5年度)



(2) ライフステージ別子育て支援関連事業

【区分の説明】

各事業の主な対象を以下のマークで示しています。



: 妊婦



: 乳児



: 幼児



: 小学生



: 中学生以上



: 保護者



: 地域

区分	No	事業名	内 容	担当課
基本目標 1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援				
1-1. 地域における子育て支援サービスの充実				
 	1	ファミリーサポートセンター事業	「子育てのサポートをしてほしい方（依頼会員）」と「お手伝いできる方（提供会員）」がお互いに会員となって子育てを助け合う、子育てを地域で相互援助する仕組み。ファミリーサポートセンター（スマイリー）として実施している。	こども課
	2	子育て支援センター事業	子育てをしている保護者が孤立しないよう、集える場所と仲間づくりの機会、遊びの情報や専門職員に子育ての悩みを相談できる場を提供する。	こども課
	3	親子サークル	子どもの遊び場（集団）とお互いの交流のため、各地区公民館等で行う自主サークル活動。中央公民館では、各サークル代表者の交流の場「子育てよもやま交流会」もある。	こども課 各地区公民館
	4	あかちゃんひろば	親子がともに健やかに育つことができる地域づくりを目的として開催している親子交流会。（原則第一子対象）第一子と保護者を対象に、市内の子育て支援センターや公民館等で、子育て支援センターの保育士・市の保健師・母子保健推進員等が協力して実施している。	子育て世代 包括支援センター（ハートブリッジ） こども課
	5	8か月あそびの教室	生後8～9か月になる子どもと保護者を対象に、ふれあい遊びや絵本読みのほか、子育ての悩みを相談できる場を提供する。	子育て世代 包括支援センター（ハートブリッジ） こども課
	6	ハイハイヨチヨチタイム	生後8か月～1歳8か月になる子どもと保護者を対象に、ふれあい遊びや意見交換等、交流の場を提供する。	子育て世代 包括支援センター（ハートブリッジ） こども課
	7	双子三つ子を育てる親の交流会	双子、三つ子を育てる保護者の経験や悩みを共有し、支え合うための交流の場や講演等を通じ、多胎児の育みに関する情報を提供する。	子育て世代 包括支援センター（ハートブリッジ） こども課
	8	それいけ！わんパーク	県立橋本体育館サブアリーナでのびのびと親子で遊ぶイベントを開催する。（民生委員児童委員協議会主催）	福祉課

区分	No	事業名	内 容	担当課
1-2. 教育・保育サービスの充実				
  	9	保育所・こども園・幼稚園	就学前の保育・教育。子どもの年齢や保育の必要性等で区分し、実施する。	こども課
	10	病後児保育事業	病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育できない期間の一時的な保育看護をする。あやの台保育園で実施している。	こども課
	11	一時預かり(一般型)	保護者の疾病・通院等による緊急時の保育、またリフレッシュや冠婚葬祭による保育需要へ対応する。あやの台保育園・三石保育園・香久の実保育園で利用可能。(事前申込みが必要)	こども課
	12	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育を実施する。(保育園在園児及び認定こども園2・3号認定子ども対象)	こども課
	13	一時預かり(幼稚園型)	保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育を実施する。(幼稚園在園児及び認定こども園1号認定子ども対象)	こども課
1-3. 子どもの居場所づくり				
	14	放課後児童健全育成事業(学童保育)	放課後、親の就労等により留守家庭になる児童に居場所を確保するとともに、集団生活や遊び等を通じて、日常の生活指導や健全育成を行う。	教育総務課
	15	放課後子ども教室推進事業(ふれあいルーム)	放課後の子どもの居場所づくりを目的とし、地域のボランティアの方々の協力を得て、文化活動やスポーツ、工作等体験・交流の機会を提供する。小学校、各地区公民館、児童館、子ども館等の公共施設を利用し、実施している。	生涯学習課
	16	放課後等デイサービス事業	障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中に通える療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスを提供する。	福祉課
 	17	子ども館・児童館活動	子どもの人格的な発達に必要不可欠な「遊び」と「創造」を提供する。 にこにこランド(移動児童館)により、児童館のない地域の子どもたちには、市内全小学校へ出向き実施している。	生涯学習課(子ども館・児童館)
	18	ブックスタート事業	「あかちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする。 4・5か月乳幼児健診時に、絵本の読み聞かせを行うとともに、絵本をプレゼントすることで、絵本を開く楽しさや、親子で心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる。	生涯学習課
  	19	図書館事業	あかちゃんと絵本のひととき・読み聞かせ会・みんなのストーリーテリング・ぶっくんクラブ・ビブリオバトル・移動図書館等を通じて、子どもたちの自由な学習や創造により、豊かな情操を育む。	生涯学習課(図書館)
	20	公園・広場の整備	安心して遊び過ごせるよう、広場や公園遊具等の計画的な整備・点検を実施する。	まちづくり課
	21	こども食堂	食を通じ、子どもから高齢者まで気軽に集い、孤食を減らし、異世代間での交流を大切にする居場所を提供する。	子育て世代包括支援センター(ハートブリッジ)

区分	No	事業名	内 容	担当課
1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組				
	22	一般・特定不妊治療費助成制度	不妊治療に要した費用の一部を助成する。(対象条件あり)	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	23	母子健康手帳・妊婦健診費助成制度	母子健康手帳・妊婦健診受診票を交付する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	24	助産施設入所事業	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、助産を受けられるよう、助産施設への入所措置を行う。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	25	妊産婦訪問指導	妊娠中や産後に多い健康や育児への不安等、必要に応じて妊産婦の家庭を訪問する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	26	ママパパ教室	お母さん・お父さんになる方を対象とし、妊娠中から出産・育児まで、体験型で楽しく学べる教室を開催する。助産師・管理栄養士・歯科衛生士による全3回コースのプログラム。(要予約)	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	27	離乳食教室	生後5~8か月児と保護者を対象に講義と調理実習を実施する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	28	にこにこ歯磨き教室	歯科衛生士による講義と実習を実施する。(歯が生えてきた頃~1歳半頃)	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	29	予防接種事業	BCG、B型肝炎、ヒブ(Hib)、小児用肺炎球菌、麻疹風疹(混合)、日本脳炎、二種混合(ジフテリア・破傷風)、三種混合(ジフテリア・破傷風・百日ぜき)、四種混合(ジフテリア・破傷風・百日ぜき・ポリオ)、不活性ポリオ、子宮頸がんの予防接種を実施する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	30	新生児・乳幼児・未熟児訪問指導	助産師・保健師が家庭へ訪問し、赤ちゃんの計測・育児相談等を実施する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	31	乳幼児家庭全戸訪問	4か月児までの乳児がいる家庭に母子保健推進員が訪問し、子育てへの助言や子育て支援に関する情報提供等を実施する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	32	離乳食後期・幼児食栄養相談	9か月以降の乳幼児を育てる保護者を対象に、栄養士による相談を実施する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	33	乳児・幼児健康診査・健康相談	健康診査と相談を実施し、乳児・幼児の健やかな育みを支援する。 4~5か月児健康診査、10か月児健康相談、 1歳8か月児健康診査及び健康相談、3歳6か月健康診査を実施している。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	34	就学時健康診断	小学校へ就学する幼児が、よりよい健康状態で登校できるよう、就学時の健康診断(内科・歯科・スクリーニング検査)を実施する。	学校教育課

区分	No	事業名	内 容	担当課
	35	家庭児童相談室事業	家庭における子育ての悩みや心配ごと、子どもたちの健やかな育ちなど、家族やその他の方からの相談を実施する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ)
	36	市民相談	市民生活での心配ごとの相談を実施する。	市民課
	37	学校生活関連心配ごと相談	公立幼小中学校生活での心配ごとの相談を実施する。	学校教育課
	38	人権相談	家庭内暴力(DV)や人権全般の相談を実施する。	人権男女共同推進室
	39	子どもに関する相談	監護・養育、ひとり親に関する相談を実施する。	こども課
	40	障がい者福祉等に関する相談	障がい者福祉・生活保護・生活困窮者に関する相談を実施する。	福祉課
	41	生活習慣病予防のための各種健診	特定健診(国保)胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん等の検診を実施する。	いきいき健康課
 	42	いのちを育む授業	子どもたちが自己肯定感を持ち、自分も他人も大切にできるよう、「いのち」について考える機会を提供する。	子育て世代包括支援センター(ハートプリッジ) 学校教育課
	43	消費生活センター、各種安全教室等	日常生活での「ひやりハット」に気づき、自らが注意する意識・能力を高める児童を育成する。	市民課

1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進

	44	共育コミュニティ	「子どもたちのために」を合言葉に、共育コーディネーターがキーパーソンとなって、学校・家庭・地域を結びつなげながら、持続的・自立的につながっていく仕組みづくりを進める。	生涯学習課
	45	コミュニティスクール	学校と地域が一体となって子どもたちを育むための取組や仕組みを協議し、実施する。	学校教育課
	46	適応教室 「憩の部屋」	市内に住んでいる不登校児童・生徒が心身のエネルギーを高め、学習できる場を提供する。	学校教育課
	47	家庭教育支援事業	子どもが自立した大人に成長するとともに、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することがないよう、地域、学校、行政と連絡をとりながら、講座や家庭訪問等を行い、子どもの育ちや子育てを見守る。(家庭教育支援チーム「ヘスティア」による実施)	生涯学習課
	48	算数教室・科学教室・発明クラブ	小学校を対象に、算数と科学のおもしろさを学ぶ教室を開催する。	生涯学習課 (中央公民館)
	49	市民活動サポートセンター	市民や市民活動団体のみなさんの自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため、施設紹介をはじめ、設備の案内、利用方法、登録団体の情報や実施イベントの情報等を発信する。	政策企画課

区分	No	事業名	内 容	担当課
基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり				
2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり				
	50	危機管理室員による出前講座	地域の方の防災意識の向上のため、依頼者が主催（共催）する防災訓練等に出向き、防災に関する講和やゲーム、モノづくり等を実施している。	危機管理室
	51	デジタル防災行政無線による緊急情報のお知らせ	生命・財産に関わることを中心に、市民の安全・安心のため防災・行政情報等の拡声放送を行う。	危機管理室
2-2. 事故から子どもを守る活動				
	52	通学路安全推進会議	継続的に通学路の安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関の連携により、児童生徒の通学路の安全確保を図る。緊急合同点検後も合同点検を継続的に行い、対策実施後の効果の把握、対策の改善・充実を図る。	教育総務課
	53	青少年育成市民会議	青少年問題の重要性を認識し、学校・家庭・地域が一体となって次代を担う青少年健全育成を図るとともに、登下校の見守りやあいさつ運動等の活動を実施する。	生涯学習課
2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動				
	54	デジタル防災行政無線を活用した安全啓発	小学生の下校時における、地域安全見守り隊へのお願いと不審者情報の放送をする。	生涯学習課
	55	安全パトロール	小中学生の下校時にあわせて広報車によるパトロールを行う。	学校教育課
	56	きしゅうくんの家運動	通学路上での避難場所として登録箇所を確認し、もしものときに非難する場所として周知する。	学校教育課
	57	カウンセリング等支援事業	臨床心理士等の専門家が、学校内において、教員とは異なる立場で児童生徒や保護者に関わり、教員と連携して、様々な心理的要因に対するケアを手厚く行う。	学校教育課
	58	消費者教育・啓発	年齢に応じた消費者被害防止のための教育や持続可能な社会の実現に参加できる子どもの育成をめざし実施する。	市民課
	59	情報モラル教育	情報社会を生きぬき、健全に発展させていくうえで、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度の育成のため実施する。	学校教育課



区分	No	事業名	内 容	担当課
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進				
3-1. 仕事と子育ての両立の支援				
	60	父親の子育て参加促進事業	父親と子どもがふれあう機会を提供し、父親の子育て参加を促進する。父親同士が交流する機会をつくり、子育ての経験や悩みの共有を促し、仕事と子育ての両立を支援する。 ・お父さんの OYAKO 広場（こののほっとルーム）他	こども課
	61	すべての男女が力を引き出し育むためのエンパワーメント講座の開設	性別等に関わらず、すべての人の尊厳が保たれ、個性と能力を発揮することで、自立の力が育まれるよう、エンパワーメントの機会を確保する。	生涯学習課 中央公民館 各地区公民館
3-2. 企業への働きかけの推進				
	62	女性電話相談事業	男女の固定的性別役割分担意識から生じる問題や女性が抱える様々な悩みなど、相談者とともに考え、相談者自らが問題解決の糸口を見つけ、自分らしく生きることができるよう実施する。	人権男女共同推進室
	63	女性起業家支援研修	起業に関する悩みを抱える女性に、一步踏み出すきっかけやヒントをつかむための研修会を開催する。	人権男女共同推進室
基本目標4 すべての子どもの自立を支える、きめ細やかな取組の推進				
4-1. 児童虐待防止対策の推進				
	64	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止、早期発見等を推進し、要保護児童等に対する適切な保護や支援を図るため、関係機関で情報共有を行う。	子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）
	65	子育て短期支援事業（トワイライト・ショートステイ）	家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間養育・保護する。	子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）
	66	養育支援訪問事業	ファミリーサポートセンターより派遣されたボランティア登録をしている地域住民が、養育支援が必要であると判断された家庭に出向き、家事等の援助を行う。	子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）
	67	学校生活や青少年に関する相談	教育相談センター・青少年センターにおいて学校生活の心配ごと、非行、いじめ等の相談を実施する。	学校教育課
4-2. 家庭における子育て支援の推進				
	68	在宅育児支援給付	子が2人以上いる世帯の0歳児を対象に月額15,000円（最大150,000円）の給付金を支給する。	こども課
	69	母子・父子自立支援員による就労支援	家庭状況、職業能力の適応、職業訓練の必要性を踏まえ、就業への意欲形成の支援とともに、求人情報等の提供、公共職業安定所へ同行し、就業へとつなげる。	こども課
	70	母子家庭等自立支援事業	高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講期間について給付金を支給する。 自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合、修了時に給付金を支給する。	こども課

区分	No	事業名	内 容	担当課
    	71	母子生活支援施設事業	保護が必要な母子を母子生活支援施設に入所させ、生活支援等による自立促進を図る。	子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）
	72	ひとり親家庭医療費助成	18歳以下の子どもを扶養するひとり親家庭等を対象に保険診療の自己負担分を助成する。(所得制限あり)	こども課
	73	児童扶養手当	ひとり親家庭、または父母のいずれかが一定以上の障がい状態にある児童を養育している人に手当を支給する。(所得制限あり)	こども課
	74	特別児童扶養手当	障がいのある児童を監護・養育している人に手当を支給する。	こども課
	75	児童手当	中学校卒業までの児童を養育している人に手当を支給する。(出生の翌日から15日以内の申請が必要) また、所得制限を超えた場合は特例給付となる。	こども課
	76	乳幼児・小中学生医療費助成	中学校卒業までの児童の保険適用された治療費の一部負担金を助成する。(所得制限あり)	こども課
  	77	重度心身障害児（者）医療費	重度心身障害児（者）が医療機関で診察を受けたときなどに、対象となる保険診療に係る医療費を助成する。	福祉課
	78	障害児福祉手当	重度の障がいで、日常生活において特別の介護を必要とする在宅障害児に手当を支給する。	福祉課
  	79	新生児、2歳未満の乳幼児の転入の際の紙おむつ用ごみ袋給付事業	紙おむつを常時使用している世帯の経済的負担を軽減させるため、紙おむつ用ごみ袋を給付する。	生活環境課
	80	三子以上に係る育児支援助成（和歌山県）	小学生以下の子を3人以上養育している人が、一時的な育児支援（一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業・子育て短期支援事業（ショートステイ）・病後児保育事業）を利用する際に要する費用の一部を助成する。	こども課
 	81	就学援助	小中学校に就学する児童・生徒が、学校で楽しく安心して勉強できるよう、学用品費や校外活動費等の援助を行う。(所得制限あり)	学校教育課

4-3. 児童発達支援施策の推進

	82	のびのび教室	1歳8か月児健康診査で発達に支援を必要とする幼児や育児に不安のある保護者を対象とした親子で参加する教室を開催する。	こども課
	83	児童発達支援事業（たんぽぽ園・つくしんぽ園）	発達支援を必要とする児童の福祉の増進のため、対象児童の発達に応じた適切な保育・療育を提供する。	こども課
	84	療育検討委員会	たんぽぽ園の入園審査、市が行う発達相談事業において、発達相談を受けた加配を要する幼児への保育士の配置調整等、療育に関する事務を実施する。	こども課
	85	発達支援保育事業	発達相談を受けた加配を要する幼児に対し、保育士の加配を行う。	こども課

4-4. 子どもの貧困対策の充実

	86	学校プラットホーム化推進事業	学校を核として、教育関係者や福祉関係者をはじめ、官民が連携し、子どもを総合的に支援する仕組みを整備する。	子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）
---	----	----------------	--	------------------------

(3) ライフステージ別子育て支援関連事業一覧

ライフステージ別子育て支援関連事業

妊娠・出産

乳幼児

小学生

中学生

22. 一般・特定不妊治療費助成制度

23. 母子健康手帳・妊婦健診費助成制度

24. 助産施設入所事業

25. 妊産婦訪問指導

26. ママパパ教室



▶▶▶地域で子どもを支える支援

1. ファミリーサポートセンター事業

▶▶▶交流の場づくり

- 2. 子育て支援センター事業
- 3. 親子サークル
- 4. あかちゃんひろば
- 5. 8か月あそびの教室
- 6. ハイハイヨチヨチタイム
- 7. 双子三つ子を育てる親の交流会
- 8. それいけ！わんパーク

▶▶▶健康を守るための取組

- 27. 離乳食教室
- 28. にこにこ歯磨き教室
- 29. 予防接種事業
- 32. 離乳食後期・幼児食栄養相談
- 33. 乳児・幼児健康診査・健康相談

18. ブックスタート事業

34. 就学時健康診断

▶▶▶保育・教育等のサービスを提供する取組

- 9. 保育所・こども園・幼稚園
- 10. 病後児保育事業
- 11. 13. 一時預かり（一般型・幼稚園型）
- 12. 延長保育事業
- 65. 子育て短期支援事業（トワイライト・ショートステイ）

▶▶▶訪問を通じた支援

- 30. 新生児・乳幼児・未熟児訪問指導
- 31. 乳幼児家庭全戸訪問
- 66. 養育支援訪問事業

▶▶▶発達・療育の支援

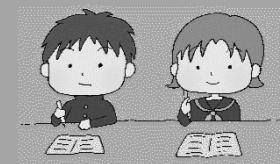
- 82. のびのび教室
- 83. 児童発達支援事業（たんぽぽ園・つくしんば園）
- 84. 療育検討委員会
- 85. 発達支援保育事業

▶▶▶学習・育みにかかわる取組

- 17. 子ども館・児童館活動
- 42. いのちを育む授業
- 43. 消費生活センター、各種安全教室等
- 44. 共育コミュニティ
- 45. コミュニティスクール
- 46. 適応教室「憩の部屋」
- 48. 算数教室・科学教室・発明クラブ
- 58. 消費者教育・啓発
- 59. 情報モラル教育
- 81. 就学援助
- 86. 学校プラットホーム化推進事業

▶▶▶放課後等の居場所づくり

- 14. 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 15. 放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）
- 16. 放課後等デイサービス事業



▶▶▶学校等の相談支援

- 57. カウンセリング等支援事業
- 67. 学校生活や青少年に関する相談

▶▶▶防犯等、安全を守る取組

- 55. 安全パトロール
- 56. きしゅうくんの家運動

▶▶▶多世代交流・居場所づくり

- 19. 図書館事業
- 20. 公園・広場の整備
- 21. こども食堂

▶▶▶地域で子どもの安全を守るための取組

- 52. 通学路安全推進会議
- 53. 青少年育成市民会議
- 64. 要保護児童対策地域協議会

▶▶▶助成等の支援

- 68. 在宅育児支援給付

▶▶▶様々なつながりづくり

- 49. 市民活動サポートセンター

▶▶▶障がいのある子どもへの支援

- 40. 障がい者福祉等に関する相談
- 77. 重度心身障害児（者）医療費
- 78. 障害児福祉手当

73. 児童扶養手当

▶▶▶悩みや負担を減らすための相談

- 35. 家庭児童相談室事業
- 36. 市民相談
- 37. 学校生活関連心配ごと相談
- 38. 人権相談
- 39. 子どもに関する相談

▶▶▶地域での防災の促進

- 50. 危機管理室員による出前講座
- 51. デジタル防災行政無線による緊急情報のお知らせ
- 54. デジタル防災行政無線を活用した安全啓発

- 41. 生活習慣病予防のための各種健診
- 47. 家庭教育支援事業

74. 特別児童扶養手当

75. 児童手当

76. 乳幼児・小中学生医療費助成

▶▶▶子育てへの男女の参画促進

- 60. 父親の子育て参加促進事業
- 61. すべての男女が力を引き出し育むためのエンパワーメント講座の開設
- 62. 女性電話相談事業
- 63. 女性起業家支援研修

▶▶▶母子・父子家庭に対する支援

- 69. 母子・父子自立支援員による就労支援
- 70. 母子家庭等自立支援事業
- 71. 母子生活支援施設事業
- 72. ひとり親家庭医療費助成（和歌山県）

(4) はしもと市子育て MAP

はしもと市

子育てMAP

番号	名 称	電話番号
1	岸上保育園	32-2238
2	山田保育園	32-2246
3	紀見保育園	36-1556
4	三石保育園	36-2220
5	輝きの森学園	36-5055
6	みついしこども園	37-2236
7	香久の実保育園	43-1015
8	橋本さつき保育園	39-1230
9	あやの台チルドレンセンター (ポトボのおなべ)	34-7870
10	高野口こども園 (キオカラクラブ)	43-1302
11	すみだこども園 (さくらんぼルーム)	33-1121
12	橋本こども園 (カナカナクラブ)	33-7070
13	応其こども園 (ひまわりルーム)	44-3322
14	学文路さつきこども園 (ハッピールーム)	26-8669
15	こののほっとルーム	32-9345
16	紀見幼稚園	33-0670
17	柱本幼稚園	37-2209
18	境原幼稚園	37-5759
19	たんぽぽ園	36-3591
20	つくしんぼ園	42-0100
21	紀見小学校	32-1522
22	柱本小学校	37-2811
23	境原小学校	37-0808
24	橋本小学校	32-0059
25	学文路小学校	32-0079
26	清水小学校	32-0307
27	鶴田小学校	32-0714
28	あやの台小学校	37-4001
29	恋野小学校	32-1355
30	西部小学校	33-0472
31	城山小学校	37-2055
32	三石小学校	37-3822
33	高野口小学校	42-2061
34	応其小学校	42-2067
35	きのかわ支援学校	42-0415
36	きのくに子どもの村学園	33-3370

遊び場

- ・保育園・こども園・幼稚園
(園開放・園庭開放)
親子の遊びや交流のために、保育園・こども園・幼稚園を開放しています。開放日時は各園にお問い合わせください。
- ・各地区公民館
絵本を多く取り揃えた図書室を開放しています。また、子育て中のママパパを応援するイベントを実施しています。
- ・図書館
本の貸し出しや、親子で本に親しんでもらうイベントを実施しています。
- ・児童館・子ども館
子どもや保護者対象の催しなど親も子も楽しめる場を提供しています。
- ・公園
対象年齢に合わせたさまざまな公園があります。場所などの情報は子育て情報サイト「はびもと」をご覧ください。

子育て支援センター

市内に7カ所（ 子育て支援センター⑩～⑯）あります。妊娠中から育児に関する不安の解消するためのサポートをします。親子の交流や遊びの場の提供もしています。

**子育て世代包括支援センター
(ハートブリッジ)**

妊娠・出産期から18歳までの子育て世代を対象とし、保健師が相談に応じ子育て支援機関と連携してサポートを行います。

場 所 保健福祉センター内
電話番号 0120-583-336
Eメール kenkou@city.hashimoto.lg.jp

保健福祉センター

2階にある遊戯室・屋外遊戯室は平日午後1時～5時まで開放しています。こども課では、団体・サークル向けにボールプールなどのおもちゃを貸し出しています。詳しくはお問い合わせください。

(5) 橋本市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、橋本市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した関係者は、会議で知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(6) 橋本市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属・役職名等	委嘱期間
市民公募	佐々木 詩織	公募委員	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
	戸島 浩子	公募委員	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
保育園保護者 代表	永坂 知之	橋本市保育園こども園保護者会連合会 会長	平成30年8月1日 ～令和元年5月7日
	中澤 浩治	橋本市保育園こども園保護者会連合会 会長	令和元年5月8日 ～令和2年7月31日
幼稚園保護者 代表	村尾 佳世	橋本市幼稚園PTA（紀見幼稚園PTA代表） 会長	平成30年8月1日 ～令和元年3月31日
	松岡 麻耶	橋本市幼稚園PTA（境原幼稚園PTA会長） 会長	令和元年4月1日 ～令和2年7月31日
保育園経営者 代表	武藤 廣茂	社会福祉法人 白鳩会 あやの台保育園 園長	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
こども園経営者 代表	松井 直輝	学校法人 泉新学園 みついしこども園 園長	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
学識経験者	古井 克憲	和歌山大学 准教授	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
社会福祉関係団体 代表	西山 嘉造	橋本市民生委員児童委員協議会 会長	平成30年8月1日 ～令和元年11月30日
	奥村 里枝子	橋本市民生委員児童委員協議会 会長	令和元年12月1日 ～令和2年7月31日
	小弓場 小夜	橋本市母子保健推進員会 会長	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
学童保育関係者	守安 久美	橋本市学童保育連絡協議会 代表	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
地域子育て支援者	前迫 早苗	特定非営利活動法人 橋本おやこ NPO 理事長	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
発達支援事業 関係者	籐本 弘子	社会福祉法人 桃郷 つくしんば園 園長	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
指定管理者 (公設民営) 代表	佐々木 和代	社会福祉法人 顕陽会 すみだこども園 園長	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
行政	吉田 健司	橋本市健康福祉部 部長	平成30年8月1日 ～令和2年7月31日
	曾和 信介	橋本市教育委員会 部長	平成30年8月1日 ～平成31年3月31日
	阪口 浩章	橋本市教育委員会 部長	平成31年4月1日 ～令和2年7月31日

敬称略・順不同

(7) 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催年月日	開催事項	概要
平成 30 年 8月 10 日	平成 30 年度 第 1 回 橋本市子ども・子育て会議	①橋本市子ども・子育て会議等について ②橋本市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて ③橋本市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
平成 30 年 12月 17 日	平成 30 年度 第 2 回 橋本市子ども・子育て会議	①第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成 31 年 1月 17 日 ～2月 8 日	第 2 期橋本市子ども・子育 て支援事業計画策定に関するニーズ調査実施	橋本市内在住の「就学前児童」「小学生児童」の世帯・保護者を対象にアンケート調査を実施
令和元年 6月 ～7月 12 日	第 2 期橋本市子ども・子育 て支援事業計画策定にかかる団体調査実施	橋本市で子育て支援に取り組む団体を対象にアンケート調査を実施
令和元年 6月 5 日	令和元年度 第 1 回 橋本市子ども・子育て会議	①橋本市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ②橋本市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 30 年度）評価シートについて ③第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の結果報告について ④第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画の骨格案について
令和元年 7月 2 日	第 2 期橋本市子ども・子育 て支援事業計画策定にかかる聞き取り調査実施	子育て支援センター交流会での聞き取りを実施
令和元年 7月 30 日	ワークショップ “はしもと 子育て Café” ～みんなが笑顔になる子育てをめざして！～ 開催	橋本市の子ども・子育てを取り巻く環境について、市民の意見を把握するため、ワークショップを実施
令和元年 9月 4 日	令和元年度 第 2 回 橋本市子ども・子育て会議	①橋本市子育て cafe(ワークショップ)の結果について ②ニーズ調査結果及び実績に基づく子ども・子育て支援事業の見込量について ③第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和元年 9月 24 日 9月 26 日 10月 1 日	子育て情報交換会実施	第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる団体調査で回答のあった団体を対象に、ヒアリング調査を実施
令和元年 11月 5 日～	府内各課聞き取り調査実施	第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画の記載や今後の子育て支援等について、府内各課に聞き取り調査を実施
令和元年 11月 6 日～	事業ヒアリング実施	市内の私立園と公設民営園を対象に、ヒアリング調査を実施
令和元年 12月 16 日	令和元年度 第 3 回 橋本市子ども・子育て会議	①橋本市子育てに係る団体ヒアリングの結果について ②第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和 2 年 1月 10 日～ 1月 31 日	第 2 期橋本市子ども・子育 て支援事業計画（案）への 意見募集（パブリックコメ ント）	計画（案）に対するご意見を、広く募集するため、パブリックコメントを実施
令和 2 年 2月 14 日	令和元年度 第 4 回 橋本市子ども・子育て会議	①パブリックコメントの結果について ②第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画（案）修正箇所について

(8) 用語解説

文中の主な用語について、その解説を以下に示します。

また、その用語が初めて計画書内に出てきたページ数を記載しています。

あ行

預かり保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ

幼稚園やこども園の 1 号認定の子どもを教育時間終了後、延長して預かる。

育児休業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

労働者は、対象となる子どもが 1 歳（一定の条件を満たす場合は、1 歳 6 か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3 歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

N P O (民間非営利組織 : Non Profit Organization) ・・・・ 56 ページ

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第 1 条）することを目的として、平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法（N P O 法）が施行された。N P O 法は、特定非営利活動法人（N P O 法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、N P O 法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。

こうした中で、現在多くのN P O 法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

か行

教育・保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

公私連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ

施設等の設置・運営の方式について、「公」である市町村をはじめとする行政と「私」である法人等とが一緒になって取り組む方式のこと。

公私連携の事例として、市町村と法人が設立する公私連携型認定こども園が挙げられる。

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

子ども・子育て支援・……………1ページ

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

子どもの貧困…………… 2ページ

必要最低限の生活水準が満たされておらず、心身の維持が困難である絶対的貧困にある、もしくは貧困線（所得の中央値の50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある子どもの存在及び生活状況のこと。経済的な困窮の問題にとどまらず、生活習慣、健康管理、学習意欲、自己肯定感等、子どもの心身や将来に様々な影響を及ぼす。

さ行

事業所内保育……………48 ページ

保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般的な保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

次世代育成支援対策推進法 1ページ

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。平成26年4月の改正により、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長された。

児童……………1ページ

法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待 1ページ

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑つたり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

小規模保育 48 ページ

0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中间的な類型（B型）の3類型がある。

少子化……………1ページ

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

食育・・ 35ページ

平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置付けられている。

食物アレルギー……………35 ページ

特定の食物を食べたときに、体を守る免疫のシステムが過敏に働き、アレルギー症状が起きること。最も多い症状は皮膚症状だが、ショック症状を起こす場合もある。口から摂るだけでなく、吸入や皮膚接触、注射等の経路から入ることがあり、いずれの経路でもアレルギー症状が起きた場合は、食物アレルギーという。

総合計画……………2ページ

本市の長期的なまちづくりを総合的で計画的に推進するため、まちづくりの基本方向と、事業、施策を総合的体系的に示した市の最も基本的な計画。

た行

男女共同参画・**2ページ**

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等にて利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、学童保育等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

な行

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべての子どもが利用できる」「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

橋本市子育て世代包括支援センターのことで、市民からの公募で決まった愛称。「ハートブリッジ」の愛称には、地域と親と子、それぞれの心（ハート）を結ぶ温かい架け橋（ブリッジ）であってほしいとの思いが込められている。

バリアフリー……………39 ページ

障がいのある人などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

母子・父子自立支援員……………45 ページ

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子父子寡婦福祉資金の貸付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

ま行

民生委員・児童委員 22 ページ

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

5行

ライフスタイル 1 ページ

消費者が所与の社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活の態様をいう。ライフスタイルは消費者が持つ価値観や哲学にも左右され、所得にも影響される。

療育……………28 ページ

発達に何らかの困難を抱えた子どもたちに発達支援・自立支援をすること。

わ行

ワークショップ……………21ページ

ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。通常の会議との違いは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていて形式張っていないこと、グループの創造行為と合意形成に焦点をおいていることなど。近年、住民参加型のまちづくりなどで、合成形成のために使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める。

第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行者：橋本市（編集：こども課）

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL 0736-33-1111（代表） FAX 0736-33-1665